

# 建設事業外部評価委員会（第1回委員会）

日 時：令和元年 8 月 23 日（金） 10：00～12：00

場 所：神戸商工貿易センタービル 26 階 第 8 会議室

## ———令和元年度 第1回 議事次第 ———

1. 委員紹介
2. 委員会の公開、非公開の決定
3. 会長の選出、会長代理の指名
4. 審議
  - (1) 「社会資本整備総合交付金事業 安全・安心を守るみちづくり  
(快適な道路環境の整備)」
  - (2) 「「神戸・都心」ウォーターフロント地区都市再生整備計画事業」
5. その他
  - ・今後の予定について

## 建設事業外部評価委員会 委員候補者名簿(令和元年度)

(敬称略)

いのうえ さだこ  
井上 定子

流通科学大学 商学部 経営学科 教授

(財務会計、国際会計)

いりょう たかまさ  
井料 隆雅

神戸大学大学院 工学研究科 教授

(交通工学、交通ネットワーク分析、交通行動分析)

おおいし さとる  
大石 哲

神戸大学大学院 都市安全研究センター 教授

(水文気象学、災害時の水資源、リスクコミュニケーション)

おおた なおたか  
太田 尚孝

兵庫県立大学 環境人間学部 准教授

(都市計画、まちづくり)

はやし あいこ  
林 亜衣子

神戸 A I 法律事務所

(弁護士)

ふくしま とおる  
福島 徹

摂南大学 理工学部 教授

(都市計画、地域計画、まちづくり)

やまむら みつる  
山村 充

兵庫県立大学 環境人間学部 教授

(環境政策、環境保全技術)

## 令和元年度 審議対象事業一覧表

番号	事業名	事業採択年度	事業着工年度	事業完了(予定)年度	前回再評価実施年度	行政評価区分		所管課	所管省庁名
						条例区分	再評価区分(国)		
1	社会資本整備総合交付金事業 安全・安心を守るみちづくり (快適な道路環境の整備)	H25	H26	H30	-	④	-	建設局道路部工務課	国土交通省
2	「神戸・都心」ウォーターフロント地区 都市再生整備計画事業	H26	H28	R 元	-	④	-	建設局道路部計画課	国土交通省

※条例区分とは、神戸市行政評価条例施行規則において定める、

- ①：国庫補助事業のうち、実施を決定した後実施機関が定める期間未着手であるもの及び実施機関が定める期間継続中であるもの
- ②：一定規模以上の建設事業のうち、実施を決定した後5年間未着手であるもの
- ③：一定規模以上の建設事業のうち、実施を決定した後10年間継続中であるもの
- ④：社会経済情勢の変化等により実施機関が必要があると認める建設事業

※再評価区分(国)とは、国庫補助事業において、

- ①：事業採択後一定期間(5年)が経過した時点で未着工の事業
- ②：事業採択後一定期間(5、10年間)が経過した時点で継続中の事業
- ③：再評価実施後一定期間(5、10年間)が経過している事業
- ④：その他、社会経済情勢の急激な変化等により見直しの必要が生じた事業

# 社会資本総合整備計画（社会資本整備総合交付金） 事後評価書

計画の名称	13 安全・安心を守るみちづくり（快適な道路環境の整備）	交付対象	神戸市
計画の期間	平成26年度～平成30年度（5年間）		
計画の目標	「みちづくり計画」に基づき、誰もがいつでも安全・安心・快適に通行でき、災害などの緊急時にも道路としての十分な機能を発揮し、市民の生命や生活を守り続けるみちづくりを実現する。		

## 計画の成果目標（定量的指標）

- ①舗装修繕において、年間補修計画に基づき修繕を実施し、計画目標値に対する修繕率 100%を目指す。
- ②道路防災対策において、個別施設計画に基づき対策を実施し、計画目標値に対する対策率 100%を目指す。
- ③大型案内標識において、年間計画に基づき対策を実施し、計画目標値に対する対策率 100%を目指す。

定量的指標の定義及び算定式	定量的指標の現況値及び目標値			備考
	当初現況値 (H26当初)	中間目標値 (H28末)	最終目標値 (H30)	
①舗装修繕 / H30計画目標値	0%	60%	100%	
②道路防災対策 / H30計画目標値	0%	60%	100%	
③大型案内標識 / H30計画目標値	0%	60%	100%	
全体事業費	合計(百万円) (A+B+C)			0.0%

## 事後評価（中間評価）の実施体制、実施時期

事後評価の実施体制	事後評価の実施時期
令和元年度 神戸市建設事業外部評価委員会	令和元年11月
	公表の方法
	神戸市ホームページ掲載

## 1. 交付対象事業の進捗状況

事業番号	事業種別	地域種別	交付対象	直接間接	事業者	道路種別	省略工種	要素となる事業名 (事業箇所)	事業内容 (延長・面積等)	市町村名	事業実施期間（年度）					全体事業費 (百万円)	備考
											H26	H27	H28	H29	H30		
13-A1-1	道路	一般	神戸市	直接	神戸市	市町村道	修繕	<1>湊町線	舗装修繕 (7,000m)	神戸市						24	
13-A1-2	道路	一般	神戸市	直接	神戸市	都道府県道	修繕	<主>山麓線	舗装修繕 (2,800m)	神戸市						51	
13-A1-3	道路	一般	神戸市	直接	神戸市	市町村道	修繕	<1>山手幹線	舗装修繕 (2,600m)	神戸市						40	
13-A1-4	道路	一般	神戸市	直接	神戸市	都道府県道	修繕	(主)神戸三田線	舗装修繕 (2,600m)	神戸市						8	
13-A1-5	道路	一般	神戸市	直接	神戸市	市町村道	修繕	<1>舞子多聞線	舗装修繕 (2,000m)	神戸市						60	
13-A1-6	道路	一般	神戸市	直接	神戸市	市町村道	修繕	<主>長田楠日尾線ほか (大型案内標識の修繕)	大型案内標識の修繕	神戸市						240	
13-A1-7	道路	一般	神戸市	直接	神戸市	都道府県道	修繕	(主)新神戸停車場ほか6線	歩行者系案内サインの修繕	神戸市						68	
13-A1-8	道路	一般	神戸市	直接	神戸市	市町村道	修繕	<他>自転車駐車場の修繕	自転車駐車場の修繕	神戸市						150	
13-A1-9	道路	一般	神戸市	直接	神戸市	補助国道	修繕	(国)176号	舗装修繕 (5,800m)	神戸市						59	
13-A1-10	道路	一般	神戸市	直接	神戸市	都道府県道	修繕	(主)神戸三木線	舗装修繕 (4,500m)	神戸市						122	
13-A1-11	道路	一般	神戸市	直接	神戸市	都道府県道	修繕	(主)神戸明石線	舗装修繕 (2,000m)	神戸市						40	
13-A1-12	道路	一般	神戸市	直接	神戸市	都道府県道	修繕	(主)明石神戸宝塚線	舗装修繕 (1,600m)	神戸市						75	

資料3-1



2. 事業効果の発現状況、目標値の達成状況

I 定量的指標に関連する 交付対象事業の効果の発現状況		<ul style="list-style-type: none"> <li>年間補修計画に基づく計画的な舗装修繕の実施により、交通の安全や快適に寄与した。</li> <li>個別施設計画に基づく計画的な道路防災対策の実施により、市民の安全・安心に寄与した。</li> <li>年間計画に基づく計画的な大型案内標識の対策の実施により、劣化による倒壊等の可能性が減少し、通行する市民の安全に寄与した。</li> </ul>	
II 定量的指標の達成状況	指標①（舗装修繕）	最終目標値 100%	目標値と実績値に差が出た要因
		最終実績値 72%	<ul style="list-style-type: none"> <li>厳しい財政状況の中、限られた予算で計画目標値を目指して実施を行った。残りの28%についても、市の単独費を活用して修繕率100%を達成した。</li> </ul>
II 定量的指標の達成状況	指標②（道路防災対策）	最終目標値 100%	目標値と実績値に差が出た要因
		最終実績値 100%	<ul style="list-style-type: none"> <li>目標を達成した。</li> </ul>
II 定量的指標の達成状況	指標③（大型案内標識）	最終目標値 100%	目標値と実績値に差が出た要因
		最終実績値 100%	<ul style="list-style-type: none"> <li>目標を達成した。</li> </ul>

III 定量的指標以外の交付対象事業の効果の発現状況		<ul style="list-style-type: none"> <li>舗装の修繕により、道路のひび割れやわだかまりが改善され、快適な道路環境を創出することができた。</li> <li>防災対策工事実施後、対策箇所について台風等の豪雨時にも法面崩壊が発生していない。</li> <li>防災対策に合わせた歩道修繕を行うことで、安全で快適な道路環境を創出できた。</li> <li>法面対策工事に合わせて、見通しを遮っていた支障木等を伐採したことで見通しが良くなり、安全で快適な道路環境に資する効果が発現できた。</li> <li>大型案内標識の対策を実施することにより、視認性の向上、適切な道路案内を行うことにより快適な道路環境を創出することができた。</li> </ul>	
----------------------------	--	--	--

3. 特記事項（今後の方針等）

<p>（この欄は、今後の方針等に関する事項を記載する。）</p>	
----------------------------------	--



# 社会資本総合整備計画

「防災・安全交付金」

安全・安心を守るみちづくり（快適な道路環境の整備）

## 神戸市建設事業外部評価委員会説明資料

担当：建設局道路部工務課

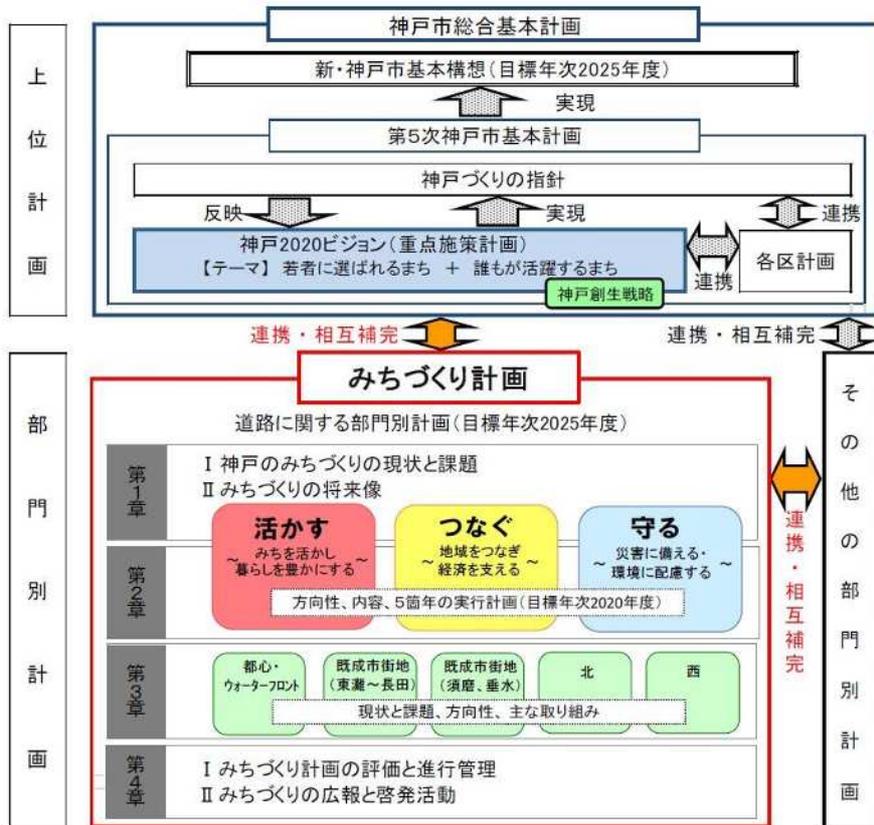
1

### 目次

1. はじめに
2. 整備計画
3. 実施内容
4. 評価
5. 今後の取り組み
6. おわりに

2

# 1. はじめに



3

# 1. はじめに

- 神戸市の「みちづくり計画」は平成23年3月に策定され、2025年までの15年間を計画期間としてみちづくりの取り組み、目指すべき将来像を示しています。
- 平成28年3月に改定し、みちが、子育て世代をはじめとするあらゆる世代にとって円滑で快適な移動空間であるとともに人々が憩いにぎわう魅力的な空間となるよう「みちを活かし暮らしを豊かにする」ことを目指しています。
- また、物流の迅速化・円滑化を図ることで、ひと、モノの流れを創出し、神戸・関西の持続的な発展と安定した成長に寄与する「地域をつなぎ経済を支える」みちづくりに取り組んでいます。
- さらに、阪神・淡路大震災の経験や教訓を踏まえ「災害に備える・環境に配慮する」みちづくりについても着実に進めています。

4

## 1. はじめに

「みちづくり計画（平成28年3月）」では3つの柱があります。

- 「活かす」～みちを活かし暮らしを豊かにする～
- 「つなぐ」～地域をつなぎ経済を支える～
- 「守る」～災害に備える・環境に配慮する～

5

## 1. はじめに

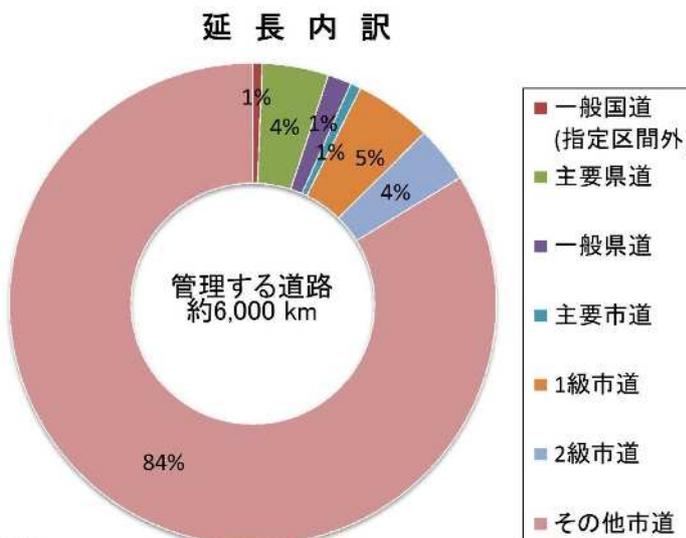
- ・神戸市の道路は管理延長が約6,000kmにのぼり、既成市街地から郊外までそれぞれの現場条件、需要に合わせた課題があり、それらを解決するために、建設局では各種道路整備を行ってきました。
- ・これら道路整備において、社会資本総合整備計画「防災・安全交付金」安全・安心を守るみちづくり（快適な道路環境の整備）では「守る」を実施します。

6

# 1. はじめに

## ○道路延長の内訳

種別	延長 (m)	
	内訳数量	数量
合計		6,004,745
一般国道 (指定区間外)	37,541	
主要県道	264,464	
一般県道	94,492	
主要市道	42,204	
1級市道	307,892	
2級市道	228,059	
その他市道	5,030,093	



平成31年4月1日現在

社会資本整備計画では、主に主要幹線道路（一般国道(指定区間外)、主要・一般県道、主要・1級・2級市道）について計画を策定し、実施しています。

7

# 2. 整備計画

## ○計画名称

社会資本総合整備計画

「防災・安全交付金」

(安全・安心を守るみちづくり (快適な道路環境の整備))

## ○計画期間

平成26年度～平成30年度 (5年間)

## ○交付対象

神戸市

8

## 2. 整備計画

### ○目標

「みちづくり計画」に基づき、誰もがいつでも安全・安心・快適に通行でき、災害などの緊急時にも道路としての十分な機能を発揮し、市民の生命や生活を守り続けるみちづくりを実現します。

- ①舗装修繕（12路線、34,200m）
- ②道路防災対策（14箇所）
- ③大型案内標識（62基）
- ④その他の道路附属物（3箇所）

9

## 2. 整備計画

### ○成果目標

- （1）「舗装修繕」において、年間補修計画に基づき修繕を実施します。
- （2）「道路防災対策」において、個別施設計画に基づき対策を実施します。
- （3）「大型案内標識」において、年間計画に基づき対策を実施します。

10

## 2. 整備計画

### ○定量的指標

#### (1) 舗装修繕

計画目標値（m）に対する修繕率100%を目指します。

算定式 目標達成値 / H30計画目標値

#### (2) 道路防災対策

計画目標値（箇所）に対する対策率100%を目指します。

算定式 目標達成値 / H30計画目標値

#### (3) 大型案内標識

計画目標値（基）に対する修繕率100%を目指します。

算定式 目標達成値 / H30計画目標値

11

## 2. 整備計画

### ・定量的指標

- (1) 舗装修繕、
- (2) 道路防災対策、
- (3) 大型案内標識

定量的指標の現況値および目標値		
当初現況値	中間目標値	最終目標値
(H26当初)	(H28)	(H30)
0%	60%	100%

12

## 2. 整備計画 (1) 舗装修繕

### ○年間補修計画

道路を常時良好な状態に保つため、舗装の維持管理については、市の職員による日常のパトロールや市民の通報や要望などをもとに、修繕や維持が必要となる路線や区間を限定し、損傷具合、交通量、沿道環境などから優先順位を定め、計画的に行っています。

主な修繕方法・・・切削オーバーレイ、打ち換え工など



13

## 2. 整備計画 (1) 舗装修繕

整備計画では、主要幹線道路等について、計画的な修繕を行うように取り組んでいます。



〈主〉山麓線



〈1〉舞子多間線

14



### 3. 実施内容 (1) 舗装修繕

修繕前



修繕後



〈主〉山麓線



〈1〉舞子多間線

17

### 3. 実施内容 (1) 舗装修繕

修繕前



修繕後



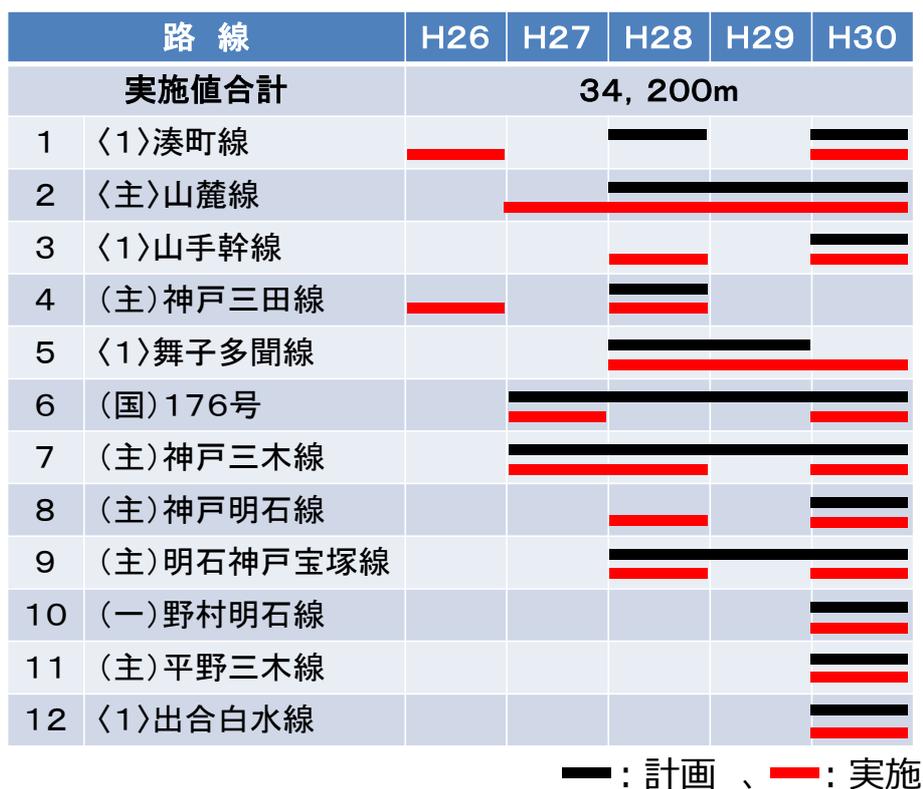
〈主〉神戸三木線



〈主〉明石神戸宝塚線

18

## 4. 評価 (1) 舗装修繕



19

## 4. 評価 (1) 舗装修繕

### ○評価結果

定量的指標の目標値および実施結果			
	H26当初	H28	H30
目標値	0%	60%	100%
目標延長(m)	0	20,520	34,200
実施	0%	37%	100% (72%※)
実施延長(m)	0	12,700	24,600

※交付金を活用した修繕率(72%)。これに加え、市の単独費を活用して修繕率100%を達成しました。

- ・年間補修計画に基づく計画的な舗装修繕の実施により、交通の安全性や快適性の向上に寄与しました。

20

## 4. 評価 (1) 舗装修繕

### ○評価結果

<定量的指標以外の交付対象事業の効果の発現状況>

- ・舗装の修繕により、道路のひび割れやわだち掘れが改善し、快適な道路環境を創出することができました。

21

## 5. 今後の取り組み (1) 舗装修繕

- ・これまでの修繕計画では、道路の大きな損傷が発生してからの事後保全型となっており、今後、橋梁やトンネルなどと同様に、舗装修繕についても戦略的なメンテナンスを行うための計画を策定し、将来にわたる維持管理コストの最小化、予算の平準化を図ることを目的に、点検・計画・修繕のマネジメントサイクルを運用し、予防保全型を目指します。
- ・公共施設等適正管理推進事業債<sup>※</sup>の活用も含めて積極的な財源確保に努めます。

※地方公共団体において道路の適正な管理を実施するため、補助事業等と一体として実施される事業。

(舗装の表層に係る補修、法面斜面の小規模対策工などが対象)

22

## 5. 今後の取り組み（1）舗装修繕

- ・路面下空洞調査は、空洞による道路陥没を未然に防ぐことを目的に継続して行っています。平成29年度までの調査により、市内の主要幹線道路・河川沿い道路等の調査は一巡しています。
- ・平成30年度からは、これまでの調査結果を踏まえた調査計画に基づき、二巡目の調査を実施しています。



空洞調査



スコープ調査



開削対応

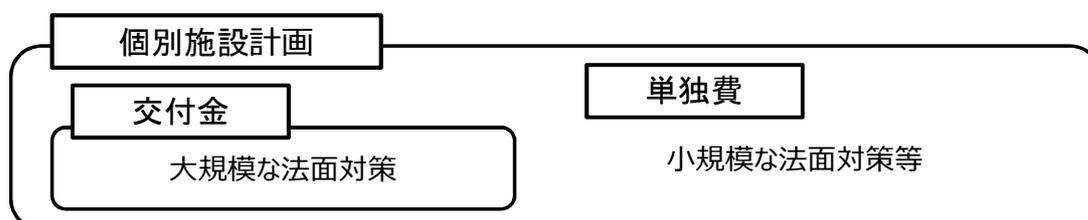
23

## 2. 整備計画（2）道路防災対策

### ○個別施設計画

- ・近年の気象特性の変化に伴う豪雨等により全国で法面の崩壊や河川の氾濫等の被害が多発しています。なかでも土砂崩れによる道路の被害は小規模なものでも市民生活に大きな影響を与えます。その災害リスクをできるだけ低減するための施策が道路防災対策です。
- ・5年に1度を目安に実施している道路防災カルテ点検をもとに、要対策箇所を抽出し、変状度合い、路線の重要度などから優先順位を定め、計画的に対策を行っています。

主な対策方法・・・法枠工、落石防護柵・防護網など



24

## 2. 整備計画 (2) 道路防災対策

整備計画では、道路防災カルテ点検に基づき要対策箇所の優先順位を定め、計画的に対策するように取り組んでいます。



〈主〉神戸六甲線他2線  
(明石神戸宝塚線)



〈1〉渦森台1号線

25

## 2. 整備計画 (2) 道路防災対策

路線		計画目標値	H26	H27	H28	H29	H30
目標値合計		14箇所 (3,370m)					
1	〈他〉山田里729号線 (藍那工区)	1箇所(20m)		—			
2	〈2〉布引大竜寺線 (布引工区ほか1箇所)	2箇所(100m)				—	—
3	〈主〉神戸六甲線他2線	1箇所(1,000m)		—	—	—	—
4	〈1〉渦森台1号線	3箇所(150m)			—	—	—
5	(主)西脇三田線	1箇所(50m)				—	
6	(主)神戸加古川姫路線	1箇所(50m)				—	
7	(主)神戸三田線	3箇所(200m)			—	—	
8	〈2〉高尾美ノ谷線	1箇所(300m)				—	
9	(主)神戸三田線 (有馬口)	1箇所(1,500m)		—	—		

— : 計画

26

## 計画路線図 (2) 道路防災対策

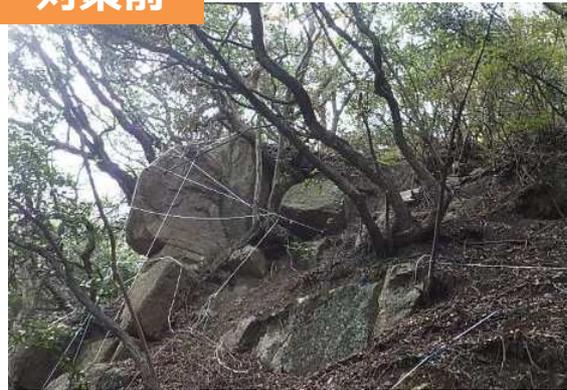


## 3. 実施内容 (2) 道路防災対策



### 3. 実施内容 (2) 道路防災対策

対策前



対策後



対策前



対策後



### 3. 実施内容 (2) 道路防災対策

対策前



対策後



対策前



対策後



## 4. 評価 (2) 道路防災対策

路線		計画目標値	H26	H27	H28	H29	H30
目標値合計		14箇所 (3,370m)					
1	〈他〉山田里729号線 (藍那工区)	1箇所(20m)		■	■		
2	〈2〉布引大竜寺線 (布引工区ほか1箇所)	2箇所(100m)				■	■
3	〈主〉神戸六甲線他2線	1箇所(1,000m)		■	■	■	■
4	〈1〉渦森台1号線	3箇所(150m)			■	■	■
5	(主)西脇三田線	1箇所(50m)				■	■
6	(主)神戸加古川姫路線	1箇所(50m)				■	■
7	(主)神戸三田線	3箇所(200m)			■	■	■
8	〈2〉高尾美ノ谷線	1箇所(300m)				■	■
9	(主)神戸三田線 (有馬口)	1箇所(1,500m)		■	■		

■ : 計画    ■ : 実施

31

## 4. 評価 (2) 道路防災対策

### ○評価結果

#### 定量的指標の目標値および実施結果

	H26当初	H28	H30
目標値	0%	60%	100%
目標延長(箇所)	0	9箇所	14箇所
実施	0%	14%	100%
実施延長(箇所)	0	2箇所	14箇所

- ・個別施設計画に基づく計画的な道路防災対策の実施により、市民の安全・安心に寄与しました。

32

## 4. 評価 (2) 道路防災対策

### ○評価結果

- ・平成25年度に実施した道路防災カルテ点検ではこれまで監視してきた箇所や新たに市民からの通報等で追加した要監視箇所など市内全域約240箇所の総点検を実施しました。
- ・点検結果を基に、診断後の健全度、道路の重要性、交通量、迂回路の有無、地形特性等を勘案し、優先順位を定めた道路防災計画（H26～30）を策定しました。
- ・計画のうち大規模な法面对策には交付金を、その他の小規模な法面对策等には市の単独費等を活用し対策を順次実施し災害発生リスクの低減に努めました。

33

## 4. 評価 (2) 道路防災対策

### ○評価結果

#### <定量的指標以外の交付対象事業の効果の発現状況>

- ・防災対策後の箇所については、台風等の豪雨時にも、法面崩壊等の被災は受けていません。
- ・防災対策に合わせて、路肩等を修繕することで、安全な通行空間を確保することができました。
- ・法面对策工事に合わせて、見通しを遮っていた支障木等を伐採したことで見通しが良くなり、安全で快適な道路環境を創出できました。

34

## 5. 今後の取り組み（2）道路防災対策

### （2）道路防災対策

- ・今後も異常気象に伴う新たな要対策箇所を追加や対策済みの施設の経年劣化が見込まれます。
- ・引き続き、概ね5年毎に全市域の道路防災カルテ点検を行い、その結果を基に計画を更新し、順次対策の推進を図るというPDCAサイクルをまわし、更なる市民生活の安全・安心の向上に取り組めます。

- ・令和元年度に道路防災点検を実施します。
- ・全市道路防災計画（R1～R5）を策定します。
- ・公共施設等適正管理推進事業債※の活用も含めて積極的な財源確保に努めます。

※地方公共団体において道路の適正な管理を実施するため、補助事業等と一体として実施される事業。  
（舗装の表層に係る補修、法面斜面の小規模対策工などが対象）

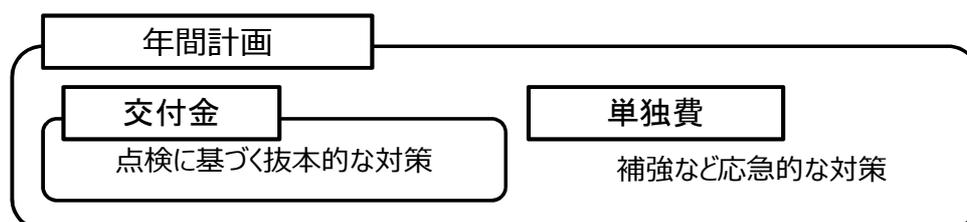
35

## 2. 整備計画（3）大型案内標識

### ○年間計画

大型案内標識については、平成25年度に全数点検（1,263基）を実施し、損傷度、標識の形式、交通量などから要対策標識を抽出し、優先順位を決定し計画的に対策を進めています。

主な対策方法・・・建替え、板面更新、撤去



36

## 2. 整備計画 (3) 大型案内標識

整備計画では、損傷度、標識の形式、交通量などから、要対策標識を抽出しています。



37

## 3. 実施内容 (3) 大型案内標識

### ○対策方法

建替え : ・片持式 ⇒ 吊下げ型からF型に更新  
・門型式 ⇒ 吊下げ型からトラス型に更新

板面更新 : ・案内先の情報が不足しているもの  
・英語標記がないもの  
(片持式F型、門型式トラス型が対象)

撤去 : ・道路状況の変化に伴い、必要性の乏しくなったもの など

38

## 2. 整備計画 (3) 大型案内標識

案内標識		計画目標値	H26	H27	H28	H29	H30
目標値合計		62基					
東灘・灘	1	〈1〉商船学校線			■		
	2	〈他〉青木幹線	■				
	3	〈1〉山手幹線	■		■	■	■
	4	〈1〉弓場線			■		
	5	〈1〉高羽線					■
	6	〈1〉魚崎幹線					■
	7	(主)灘三田線					■
	8	(主)明石神戸宝塚線			■		
	9	〈1〉灘浜住吉川線			■		
	10	〈1〉西灘原田線			■		
垂水	11	(主)神戸明石線			■		
	12	(一)平野舞子停車場線					■
	13	〈1〉高丸商大線	■				
	14	〈1〉舞子多聞線	■				39

■ : 計画

## 2. 整備計画 (3) 大型案内標識

案内標識		計画目標値	H26	H27	H28	H29	H30
目標値合計		62基					
中央・兵庫	15	〈1〉港島1号線				■	
	16	(主)神戸明石線					■
	17	〈主〉西出高松前池線				■	
	18	(国)28号			■	■	
	19	〈1〉会下山線	■				
	20	〈1〉永沢線			■	■	
	21	〈1〉京橋線			■		
	22	〈他〉ハーバーランド南線					■
	23	(国)428号	■				
	24	〈主〉長田楠日尾線			■		
北	25	〈1〉御崎本町線	■				
	26	〈1〉射場山線				■	

■ : 計画

## 2. 整備計画 (3) 大型案内標識

案内標識		計画目標値	H26	H27	H28	H29	H30
目標値合計		62基					
西	27 <1>漆山多聞線	1基				■	
	28 (主)明石神戸宝塚線	1基	■				
	29 <1>大久保広野線	1基					■
	30 <他>櫛谷高塚線	1基			■		
	31 <1>西神1号線	3基			■	■	
	32 <他>竹の台17号線	1基			■		
	33 <2>西神7号線	1基					■
	34 <1>玉津鳥羽線	1基			■		
長田・須磨	35 (主)神戸明石線	4基	■			■	
	36 <2>落合中央線	2基	■		■		
	37 <他>高倉白川線	2基	■			■	
	38 <1>若松線	2基	■		■		
	39 <2>新湊川左岸線	1基				■	

■ : 計画

41

### 計画路線図 (3) 大型案内標識



### 3. 実施内容 (3) 大型案内標識



### 3. 実施内容 (3) 大型案内標識



### 3. 実施内容 (3) 大型案内標識



### 4. 評価 (3) 大型案内標識

案内標識		計画目標値	H26	H27	H28	H29	H30
目標値合計		62基					
東灘・灘	1 <1>商船学校線	1基			■■■		
	2 <他>青木幹線	1基	■■■				
	3 <1>山手幹線	8基	■■■		■■■■■■■		
	4 <1>弓場線	1基			■■■		
	5 <1>高羽線	1基				■■■	■■■
	6 <1>魚崎幹線	1基				■■■	■■■
	7 (主)灘三田線	1基				■■■	■■■
	8 (主)明石神戸宝塚線	1基			■■■		
	9 <1>灘浜住吉川線	1基			■■■		
	10 <1>西灘原田線	1基			■■■		
垂水	11 (主)神戸明石線	1基			■■■		
	12 (一)平野舞子停車場線	1基				■■■	■■■
	13 <1>高丸商大線	1基	■■■				
	14 <1>舞子多間線	2基	■■■				

■■■ : 計画、■■■ : 実施

## 4. 評価 (3) 大型案内標識

案内標識		計画目標値	H26	H27	H28	H29	H30
目標値合計		62基					
中央・兵庫	15 <1>港島1号線	1基				■■■■	
	16 (主)神戸明石線	2基				■■■■	■■■■
	17 <主>西出高松前池線	1基			■■■■	■■■■	
	18 (国)28号	5基			■■■■	■■■■	
	19 <1>会下山線	2基	■■■■				
	20 <1>永沢線	2基			■■■■	■■■■	
	21 <1>京橋線	1基			■■■■	■■■■	
	22 <他>ハーバーランド南線	1基				■■■■	■■■■
	23 (国)428号	1基	■■■■				
	24 <主>長田楠日尾線	1基			■■■■	■■■■	
25 <1>御崎本町線	1基	■■■■					
北	26 <1>射場山線	1基				■■■■	

■■■■ : 計画、■■■■ : 実施 47

## 4. 評価 (3) 大型案内標識

案内標識		計画目標値	H26	H27	H28	H29	H30
目標値合計		62基					
西	27 <1>漆山多聞線	1基				■■■■	
	28 (主)明石神戸宝塚線	1基	■■■■				
	29 <1>大久保広野線	1基				■■■■	■■■■
	30 <他>櫛谷高塚線	1基			■■■■	■■■■	
	31 <1>西神1号線	3基			■■■■	■■■■	
	32 <他>竹の台17号線	1基			■■■■	■■■■	
	33 <2>西神7号線	1基				■■■■	■■■■
	34 <1>玉津鳥羽線	1基			■■■■	■■■■	
長田・須磨	35 (主)神戸明石線	4基	■■■■	■■■■		■■■■	
	36 <2>落合中央線	2基	■■■■	■■■■			
	37 <他>高倉白川線	2基	■■■■			■■■■	■■■■
	38 <1>若松線	2基	■■■■		■■■■	■■■■	
	39 <2>新湊川左岸線	1基				■■■■	■■■■

■■■■ : 計画、■■■■ : 実施 48

## 4. 評価 (3) 大型案内標識

### ○評価結果

定量的指標の目標値および実施結果			
	H26当初	H28	H30
目標値	0%	60%	100%
目標基数(基)	0	38	62
実施	0	65%	100%
実施基数(基)	0	40	62

・年間計画に基づく計画的な大型案内標識の対策の実施により、劣化による倒壊等の可能性が減少し、通行する市民の安全性の向上に寄与しました。また、板面更新により視認性が向上しました。

49

## 4. 評価 (3) 大型案内標識

### ○評価結果

<定量的指標以外の交付対象事業の効果の発現状況>

- ・大型案内標識の対策を実施し、適切な道路案内を行うことで、円滑な道路交通を確保することができました。

50

## 5. 今後の取り組み

### (3) 大型案内標識

- ・大型案内標識については、5年毎に行う点検結果に基づいて修繕計画を策定し、計画的に取り組んでいきます。
- ・平成30年度に大型案内標識点検を実施しました。
- ・点検結果を基に第Ⅲ期修繕計画（R1～R5）を策定します。



路面境界部 近接目視点検



非破壊検査

51

## 2. 整備計画 (4) その他の道路附属物

路線		計画目標値	H26	H27	H28	H29	H30
1	〈他〉ひよどり台幹線 (ひよどり台北歩道橋)	歩道橋補修 (1橋 L=37m)			■■■■		
2	〈他〉都賀川右岸線 (灘北第二歩道橋)	歩道橋補修 (1橋 L=11m)			■■■■		
3	〈他〉自転車駐輪場の修繕	駐輪場修繕		■■■■	■■■■		

■■ : 計画、■■ : 実施

52

## 計画路線図 (4) その他の道路附属物



## 3. 実施内容 (4) その他の道路附属物



路線名：<他>ひよどり台幹線  
歩道橋名：ひよどり台北歩道橋  
橋長：L=37m  
工事内容：①ひび割れ補修工 一式  
②橋面補修工 一式



### 3. 実施内容 (4) その他の道路附属物



路線名:<他>都賀川右岸線  
歩道橋名:灘北第二歩道橋  
橋長:L=11m  
工事内容:①ひび割れ補修工 一式  
②橋面補修工 一式



対策前



対策後

### 3. 実施内容 (4) その他の道路附属物



路線名:<他>自転車駐輪場の修繕  
駐輪場名:日向自転車駐車場  
工事内容:①塗装改修工 1式  
②電気設備工 1式



対策前



対策後

## おわりに

今後も、神戸市みちづくり計画における「活かす」～暮らしを豊かにする～、「つなぐ」～地域をつなぎ経済を支える～、「守る」～災害に備える・環境に配慮する～をみちづくりの柱として、市民の生命と財産を守りつつ、市民生活をより快適なものにするための施策を進めていきます。

「守る」のなかで、本整備計画を策定し事業を行った施策については、近年、自然災害から市民生活を守るための対策などが強く求められていること、また、老朽化した舗装・橋梁等の社会インフラの適切な維持管理により、安全・安心を確保していく必要があることから、今後も国費を活用するなどの財源を確保し、「災害に強い快適なみちづくり」のため、着実に点検、対策工事、補修・修繕工事、維持管理などを行います。その他、市街地を中心に重点的に無電柱化事業も行っていきます。

また「活かす」「つなぐ」についても、神戸の魅力を高め、より豊かな市民生活を実現するため、道路の魅力を向上させ、「街と地域を創る」ことが必要であることから、都心三宮・ウォーターフロントの再整備にあわせ、歩行者の移動円滑化・回遊性の向上をはかる歩道整備等、都心の新たな憩いとにぎわいの創出を図るための道路の利活用検討、並びにミッシングリンクやボトルネックとなっている道路ネットワークの整備等行います。

様式2

都市再生整備計画 事後評価シート  
神戸都心・ウォーターフロント地区（原案）

令和元年7月

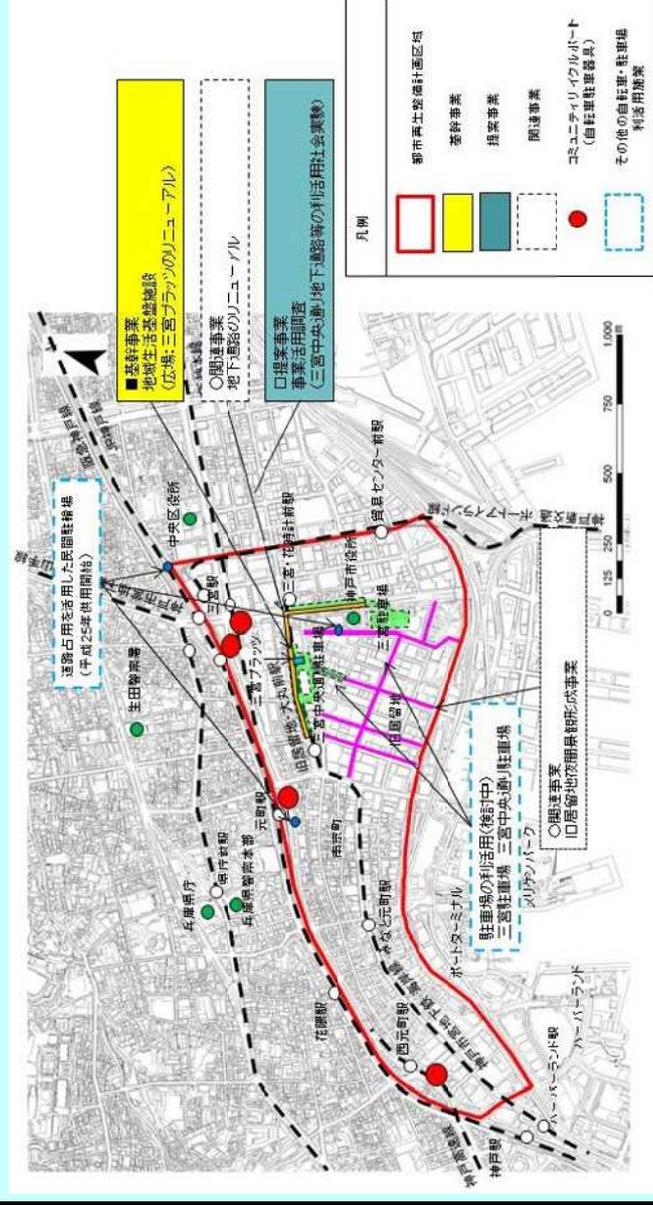
兵庫県神戸市

様式2-1 評価結果のまとめ

都道府県名	兵庫県	市町村名	神戸市	地区名	神戸都心・ウォーターフロント地区	面積	110,0ha
交付期間	平成28年度～平成30年度	事後評価実施時期	令和5年度	交付対象事業数	17,15百万円	国費率	0.4
※当初計画に 変更した事業 実施した事業 ※当初計画 から 削除した 事業 ※当初計画 新たに追加し た事業 交付期間 の変更 1) 事業の実施状況	基幹事業 【地域生活圏形成施設(緑化施設等)】地下鉄駅のリニューアル 2【商業空間形成施設(緑化施設等)】旧居留地民間開発形成事業 【事業活用調査】三宮中央通り地下通路等の利活用社会実験	事業名 1) 市内及び関係機関との整備内容や運用方法等の事業調整に時間を要したため。 2) 維持修繕の一環として、神戸市単独で順次行方としたため。	削除・追加の理由	効果発現要因 (総合所見)	フォローアップ 予定時期		
	指標1 コミュニティサイクル利用回数 (回/日・回)	従前値 0 事業年度 H25 目標値 1.0 自標年度 H30	数値 1.7 (H30)	1年以内の 達成見込み ○	平成27年8月より運営してきたコミュニティサイクル事業の開始から5年が経ち、徐々にコミュニティサイクルの認知度が高まったことや、三宮プラットフォーム(商業イベント等実施)、集合南54号線(歩道拡幅・ベンチ設置)、KOBELホールディング、JR三宮駅東口のまちなか拠点(ベンチ設置)等により都心に新たなにぎわい拠点が創出された結果、便利な移動手段として市民に受け入れられたため。	R24頃	
	指標2 コミュニティサイクルポート数	従前値 0 事業年度 H25 目標値 15 自標年度 H30	数値 15 (H30)	1年以内の 達成見込み ○	快適な自転車の巡回ネットワークの形成に寄与すべく、認知度の高まりに応じて人が集まりやすい箇所への自転車ポートを考慮しポートを整備していった結果、目標値に達した。	R24頃	
	指標3 三宮プラットフォームの認知度	従前値 16 事業年度 H25 目標値 27 自標年度 H30	数値 25 (R1.7)	1年以内の 達成見込み ○	平成28～29年度に企画された三宮プラットフォームの認知度向上に向けた取組により、新たなにぎわい創出されたことにより、三宮プラットフォームの認知度が向上したと考える。また、三宮プラットフォームリニューアル工事により、今後更なる認知度の向上が期待される。	R28頃	
	指標4 三宮中央通りの歩行者通行量	従前値 14,000 事業年度 H25 目標値 14,500 自標年度 H30	数値 10,973 (R1.7)	1年以内の 達成見込み ×	平成28～29年度に企画された三宮プラットフォームの認知度向上に向けた取組により、新たなにぎわい創出されたことにより、三宮プラットフォームの認知度が向上したと考える。また、三宮プラットフォームリニューアル工事により、今後更なる認知度の向上が期待される。	R28頃	
	3) その他の数値指標 ※当初設定した数値 目標以外の指標に よる効果発現状況	指標 コミュニティサイクルポート(計画区域内の 道路占有許可の特例制度を活用 した4車ポート)の貸出・返却台数	従前値 22,804 事業年度 H27 目標値 50,750 (H30)	1年以内の 達成見込み △	平成28～29年度に企画された三宮プラットフォームの認知度向上に向けた取組により、新たなにぎわい創出されたことにより、三宮プラットフォームの認知度が向上したと考える。また、三宮プラットフォームリニューアル工事により、今後更なる認知度の向上が期待される。	フォローアップ 予定時期 R24頃	
	4) 定量的な効果 発現状況	実施内容 神戸市再生整備計画に反映し、実施できた。 神戸市再生整備計画に反映しなかったが、実施した。 神戸市再生整備計画に反映しなかったが、実施できなかった。 神戸市再生整備計画に反映しなかったが、実施できなかった。 神戸市再生整備計画に反映しなかったが、実施できなかった。 神戸市再生整備計画に反映しなかったが、実施できなかった。 神戸市再生整備計画に反映しなかったが、実施できなかった。	数値 50,750 (H30)	1年以内の 達成見込み △	道路占有許可の特例制度を活用し、計画エリア内につのポートを新設したことにより、神戸都心・ウォーターフロント地区の回遊性が向上し、コミュニティサイクルを利用した来訪者が増加した。	フォローアップ 予定時期 R24頃	
	5) 実施過程の評価	モニタリング 住民参加 プロセス 特徴的なまちづくり 体制の構築	数値 50,750 (H30)	1年以内の 達成見込み △	平成28年3月より運営してきたコミュニティサイクル事業や平成28～29年度に企画された三宮プラットフォームの認知度向上に向けた取組により、新たなにぎわい創出されたことにより、三宮プラットフォームの認知度が向上したと考える。また、三宮プラットフォームリニューアル工事により、今後更なる認知度の向上が期待される。	フォローアップ 予定時期 R24頃	
	※・神戸都心・ウォーターフロント地区は、平成28年度に道路占有許可の特例制度の取組のみの計画としてスタートし、平成28年1月の第1回委員会で、各指標の評価値は現時点の計画値とし、工事完了後の令和5年度に繰越となったため、各指標の評価値は現時点の計画値とし、工事完了後の令和2年に計画値のフォローアップを行い、確定値を定める。 ※・当初計画は、平成28年1月の第1回委員会で、各指標の評価値は現時点の計画値とし、工事完了後の令和5年度に繰越となったため、各指標の評価値は現時点の計画値とし、工事完了後の令和2年に計画値のフォローアップを行い、確定値を定める。	今後の対応方針等	数値 50,750 (H30)	1年以内の 達成見込み △	平成28～29年度に企画された三宮プラットフォームの認知度向上に向けた取組により、新たなにぎわい創出されたことにより、三宮プラットフォームの認知度が向上したと考える。また、三宮プラットフォームリニューアル工事により、今後更なる認知度の向上が期待される。	フォローアップ 予定時期 R24頃	

## 様式2-2 地区の概要

神戸都心・ウォーターフロント地区(兵庫県神戸市) 都市再生整備計画事業の成果概要		目標を定量化する指標		目標値		評価値	
まちづくりの目標		目標を定量化する指標		従前値		目標値	
大目標「港都 神戸」の創生をめざし、都心・ウォーターフロントの都市機能の形成を図る。 目標1：快適な自転車の回遊ネットワークの形成 目標2：まちのにぎわいづくり		コミュニティサイクル利用回数(回転率)	単位：回/台・日	0 H25	1 H30	1.7 H30	
		コミュニティサイクルポート数	単位：箇所	0 H25	15 H30	15 H30	
		三宮プラッツの認知度	単位：%	16 H25	27 H30	25 R1.7	
		三宮中央通りの歩行者通行量	単位：人/12h	14,000 H25	14,500 H30	10,973 R1.7	



施設の整備・イベントの実施等を行ったことにより、都心の新たな魅力創出やにぎわいづくりに寄与するなど、一定の効果は得られた。今後も引き続き整備した施設を適切に維持管理すると共に、次期計画(R1～R5)により、にぎわいの特線に向けた取り組みを継続し、更に都心三宮再整備をすすめていく必要がある。

神戸都心・ウォーターフロント地区の次期計画(R1～R5)において、更なる都心三宮再整備をすすめるべく、神戸の佇まいとデザインが感じられ、誰もが使いやすい交通手段が整った、歩く人中心のまちの実現に資するまちづくりを進めるとともに、道路占用許可の特例制度を活用した官民連携による持続的なにぎわいの創出を図り、まちの魅力向上に努める。

※：神戸都心・ウォーターフロント地区は、平成26年度に道路占用許可の特例制度の取組のみの計画としてスタートし、平成28年1月の第1回変更で事業を計画に追加して、平成28年度より都市再生整備計画事業を実施した。(計画期間：H26～H30 交付期間：H28～H30)  
 ・本計画の基幹事業である「三宮プラッツのリニューアル」の工事が平成30年度に繰越となったため、各指標の評価値は現時点の計測値とし、工事完了後の令和2年に評価値の計測値を行い、確定値を求める。



# 「神戸都心・ウォーターフロント地区」 都市再生整備計画事業

神戸市建設事業外部評価委員会説明資料

担当：建設局道路部計画課

## 目次

- 1,都市再生整備計画事業について
- 2,神戸都心・ウォーターフロント地区計画の内容
- 3,事後評価にかかる審議
  - 3-1,数値目標の達成状況
  - 3-2,実施過程の評価
  - 3-3,事後評価原案の公表
  - 3-4,今後の方針

# 1. 都市再生整備計画事業について

## 目的

地域の歴史・文化・自然環境等の特性を活かした個性あふれるまちづくりを実施し、全国の都市の再生を効率的に推進



地域住民の生活の質の向上と地域経済・社会の活性化を図る

2

# 1. 都市再生整備計画事業について

## 概要

### [1] 都市再生整備計画の作成

市町村は地域の特性を踏まえ、まちづくりの目標と目標を実現するために実施する各種事業等を記載した都市再生整備計画を作成

### [2] 交付金の交付

交付金を年度ごとに交付

### [3] 事後評価

交付期間終了時、市町村は、目標の達成状況等に関する事後評価を実施し、その結果を公表

(事後評価時期: 交付最終年度又は交付期間の翌年度)

3

# 1. 都市再生整備計画事業について

## 交付対象

都市再生整備計画に位置付けられた  
まちづくりに必要な幅広い施設等を対象

- ・道路、公園、下水道、河川、多目的広場、修景施設、地域生活基盤施設、土地区画整理事業、市街地再開発事業 等
- ・地域優良賃貸住宅、公営住宅、住宅地区改良事業 等
- ・各種調査や社会実験等のソフト事業

4

# 1. 都市再生整備計画事業について

## 交付期間

3～5年

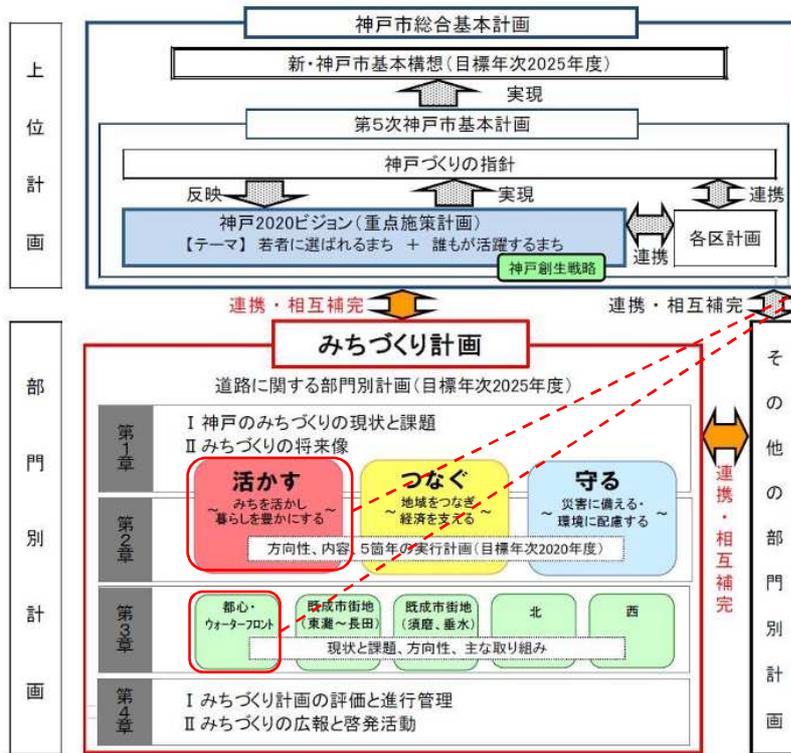
## 国費率

事業費に対して4割

5

## 2. 神戸都心・ウォーターフロント地区計画の内容

### 上位計画における位置づけ



#### <みちづくりの指針>

地域特性に応じて、子育て世代をはじめ、あらゆる世代にとって円滑で快適な移動空間の実現と人々が憩いにぎわう魅力的な空間の創出を図り、道路を活かして市民の暮らしを豊かにすることを旨とする。



6

## 2. 神戸都心・ウォーターフロント地区計画の内容

### 計画の名称

神戸都心・ウォーターフロント地区 都市再生整備計画

### 計画の目標

- 大目標:「港都神戸」の創生をめざし、  
都心・ウォーターフロントの都市機能の形成を図る。
- 目標1:快適な自転車の回遊ネットワークの形成
- 目標2:まちなにぎわいづくり

### 計画の期間

計画期間:平成26~30年度(5年間)

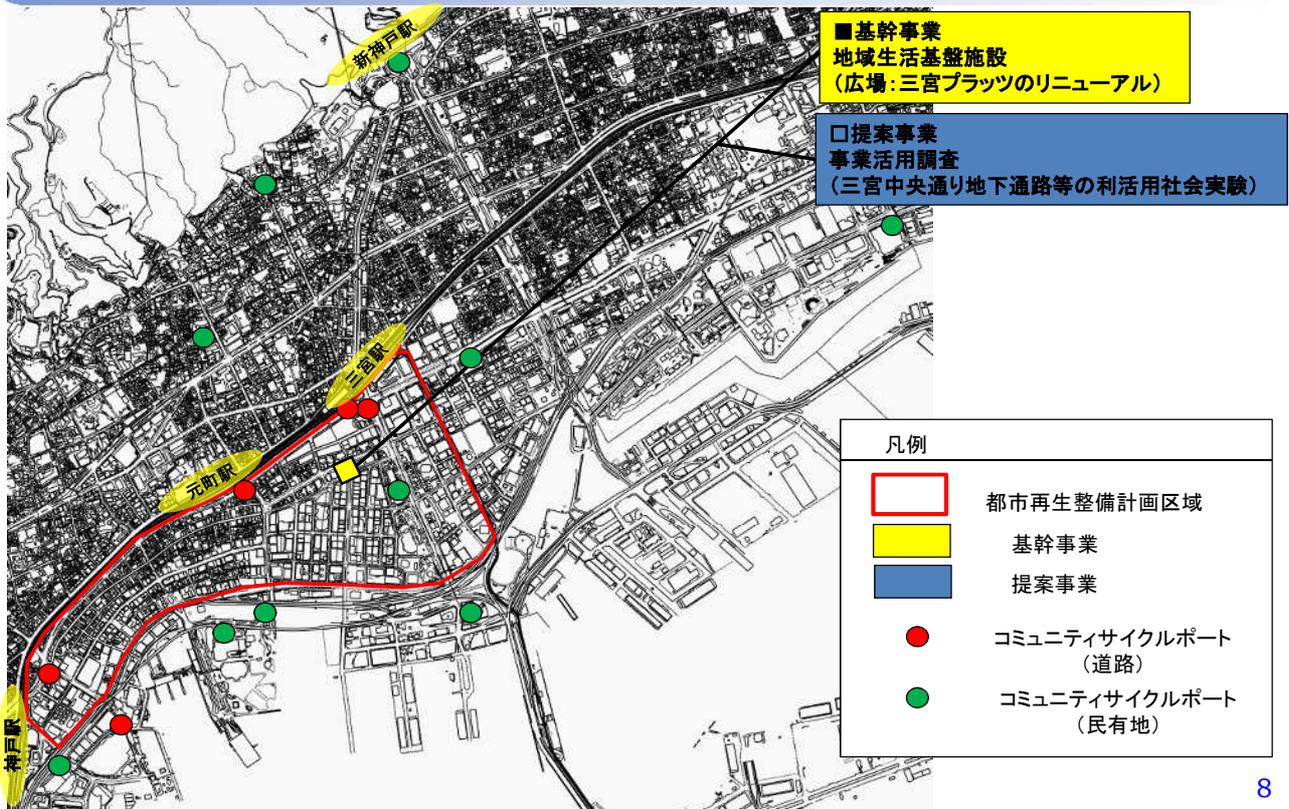
交付期間:平成28~30年度(3年間)

- 平成26年度に道路占用許可の特例制度の取組みのみの計画としてスタート
- 平成28年1月の第1回変更で、交付対象事業を計画に追加し、平成28年度より事業実施

7

## 2. 神戸都心・ウォーターフロント地区計画の内容

### 計画区域・事業



8

## 2. 神戸都心・ウォーターフロント地区計画の内容

### 交付対象事業費

171.5百万円 (交付限度額 : 68.6百万円 国費率 : 0.4)

### 基幹事業 (地域生活基盤施設 (広場))

事業名 : 三宮プラッツのリニューアル

交付期間 : 平成28~30年度

交付対象事業費 : 159.5百万円

### 提案事業 (事業活用調査)

事業名 : 三宮中央通り地下通路等の利活用社会実験

交付期間 : 平成28~29年度

交付対象事業費 : 12百万円

### 道路占用許可の特例制度

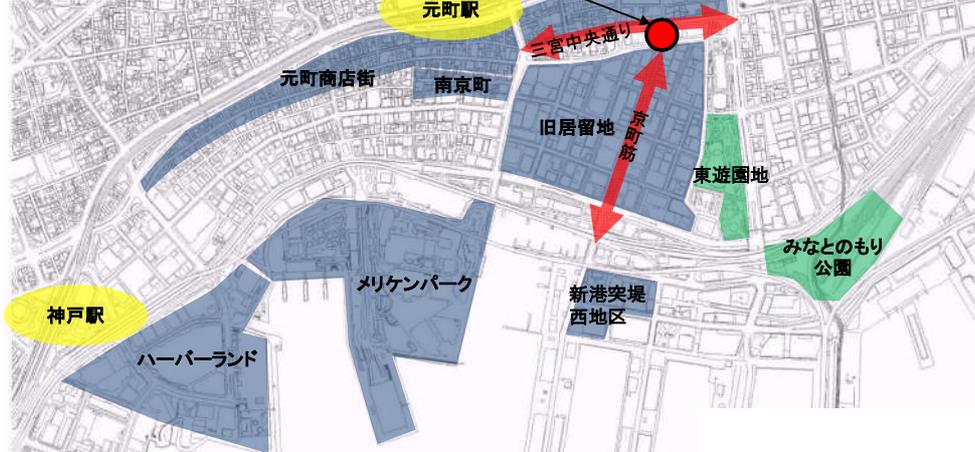
事業名 : コミュニティサイクル「コベリン」

特例占用期間 : 平成26~30年度

9

## 2. 神戸都心・ウォーターフロント地区計画の内容

### 三宮プラッツの事業概要



三宮プラッツは、都心の要所(旧居留地を横断し、都心とウォーターフロントを結ぶ南北の都市軸である京町筋と三宮と元町を繋ぐ三宮中央通りの結節点)に位置しながら、人通りが少なく、あまり知られていないという課題がありました。

そこで三宮プラッツを都心の新たな魅力スポットとすることを目指し、これまでもイベントを実験的に行って、現在はリニューアル工事及び工事完了に合わせた官民連携による日常的な音楽イベント・カフェなどのにぎわい創出に繋がる活用に向けた取組を行っています。

10

## 2. 神戸都心・ウォーターフロント地区計画の内容

### 三宮プラッツの経緯

※赤色の矢印は交付金事業

	H28年度		H29年度		H30年度		R1年度	
	上半期	下半期	上半期	下半期	上半期	下半期	上半期	下半期
リニューアル		調査設計	シロモノ	設計	H30.10 第1回入札不調	H31.3 第2回入札不調	工事	
利活用	音楽イベント等 社会実験等		音楽イベント等 社会実験等		音楽イベント 社会実験	活用 アイデア 募集	活用事業者 公募	



11

## 2. 神戸都心・ウォーターフロント地区計画の内容

### 平成28年度 利活用社会実験イベント一覧

イベント名	事業者	日付	時間	概要	来場者数 (人)
太陽と虎スペシャルFREE LIVE	㈱パインフィールズ*	2016.10.23(日)	13:00~17:00	音楽ライブ BAR	600
まちのアートステージ	パニラシティ(株)	2016.10.29(土)	14:00~15:00	フルートライブ*	200
KOBE裕次郎バー			14:00~19:00	日本酒BAR Cafe	
The Garden Yoga			8:30~9:30	朝ヨガ	250
太陽と虎のすべらない話	㈱パインフィールズ*	2016.10.30(日)	14:00~16:30	トークイベント	
The Garden Yoga	パニラシティ(株)	2016.11.3(木)祝	8:30~9:30	朝ヨガ	600
Motomachi East Jazz Picnic			13:00~17:00	Jazz ライブ*	
The Garden			17:00~20:00	D J ライブ*	
神戸マラソン・シリーズイベント	パニラシティ(株)	2016.11.5(土)	11:00~15:00	足型計測 ランニング講座	40
special 1day market	パニラシティ(株)	2016.11.13(日)	10:00~18:00	ハンドメイド雑貨 アクセサリー 美容ブース 朝ヨガ Cafe&BAR	950
まちのアートステージ		2016.11.19(土)	14:00~15:00	フルートライブ*	100
The Garden			17:00~20:00	D J ライブ* Cafe	
三宮ブラッツクリスマスイルミネーション	TEAM クラフトン	12/17,18,21,23,24		クリスマスイルミネーション設置・撤去	

12

## 2. 神戸都心・ウォーターフロント地区計画の内容

### 平成29年度 利活用社会実験イベント一覧

イベント名	事業者	日付	時間	概要	来場者数 (人)	
THE GARDEN OPENING PARTY	パニラシティ(株)	2017.9.1(金)	17:00~20:00	音楽ライブ* Cafe&BAR	250	
港都KOBE芸術際 クリエイト&スウィング!		2017.9.9(土)	12:00~15:00	Jazz ライブ* ワークショップ(折り紙)	150	
ぷらっとプラッツ路上ライブ			15:30~18:30	音楽ライブ*	150	
太陽と虎スペシャルFREE LIVE	㈱パインフィールズ*	2017.9.24(日)	13:00~16:00	音楽ライブ* BAR	1000	
THE GARDEN YOGA	パニラシティ(株)	2017.10.1(日)	8:00~9:00	朝ヨガ	20	
WE LOVE KOBE ENTERTAINMENT STAGE			12:45~15:45	音楽ライブ* ダンスショー マジックショー	650	
神戸ユースジャズオーケストラコンサート			17:00~18:30	Jazz ライブ*	400	
THE BAKERY GARDEN			2017.10.7(土)	13:00~17:00	ベーカリーショップ	350
THE GARDEN YOGA				18:30~19:30	ナイトヨガ	70
KOBE ALL THAT'S JAZZ			2017.10.21(土)	10:00~14:30	ワークショップ(カホン:楽器)	200

13

## 2. 神戸都心・ウォーターフロント地区計画の内容

### 利活用社会実験



14

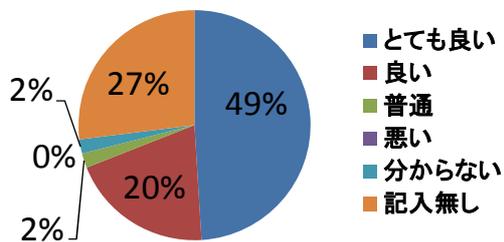
## 2. 神戸都心・ウォーターフロント地区計画の内容

### 来場者アンケート調査結果（抜粋）

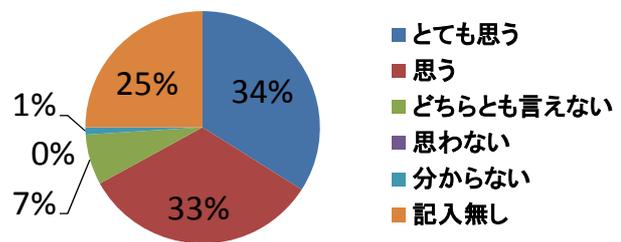


実施日：H29利活用社会実験時（9/1・9・24、10/1・7・21）  
 回答者：114人（市内：約60% 市外：約40%）

【イベントの感想】



【またイベントがあればきたいと思うか？】



### 継続的な利活用に向けた課題等

- ・広場が70㎡程度と狭く、集客に対して十分な座席を確保できない。
- ・地上から広場へ降りてきたくなる仕掛けが必要。
- ・雨で中止になってしまったイベントが多数あった。  
⇒施設のリニューアルを実施中

15

## 2. 神戸都心・ウォーターフロント地区計画の内容

### 三宮プラッツのリニューアルイメージ



**【屋根の設置】**屋根の下面を鏡面仕上げすることで、地下に埋没した広場での活動を映し出し、にぎわいを地上に拡散すると共に、そのシンボリックな外形は、南北の都市軸である京町筋の玄関口として、ゲート性を担います。

**【階段のベンチ化】**都心を楽しみながら、ほっと一息つけるような憩い空間としての機能を高めます。

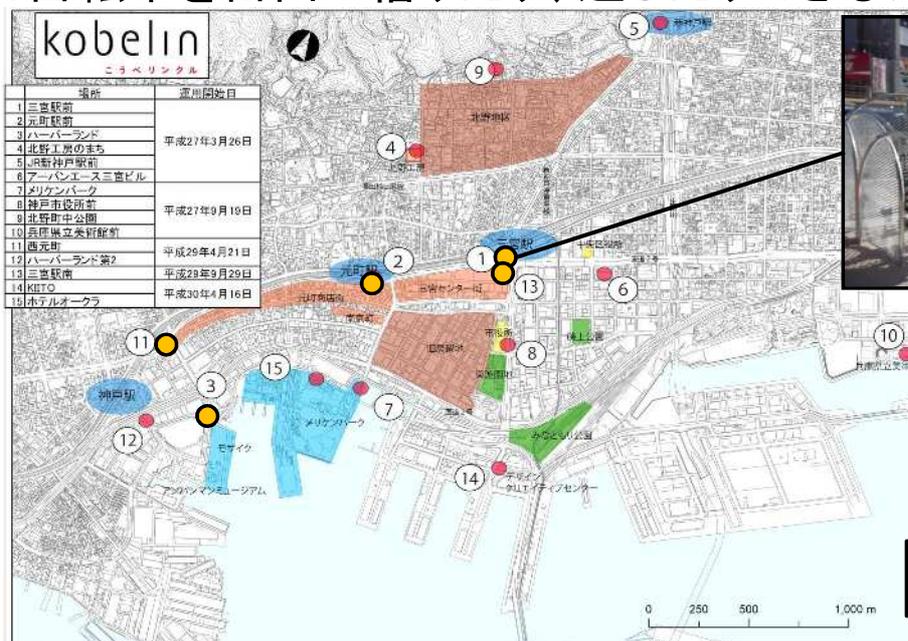
**【照明改修】**夜間景観にも配慮し、屋根に光を反射させ、万華鏡のような効果を生み出します。

16

## 2. 神戸都心・ウォーターフロント地区計画の内容

### コミュニティサイクル「コベリン」

神戸市中心部の複数のサイクルポート(貸出、返却拠点)で自転車を自由に借りたり、返したりできるシステム



サイカパーキング(株)管理運営

R1.6現在

● 道路占用許可の特例制度活用箇所

17

## 2. 神戸都心・ウォーターフロント地区計画の内容

### 道路占用許可の特例制度とは

・道路の占用許可(道路法第33条)

道路の敷地外に余地が無く、やむを得ない場合(無余地性)で一定の基準に適合する場合に許可できる

“まちのにぎわい創出”や“道路利用者等の利便の増進に資する施設”については、都市再生特別措置法(第46条10項)に規定する**都市再生整備計画に位置付ける**等の一定の条件の下



無余地性の基準を緩和できる

18

## 2. 神戸都心・ウォーターフロント地区計画の内容

### 計画の目標

大目標:「港都神戸」の創生をめざし、

都心・ウォーターフロントの都市機能の形成を図る。

目標1:快適な自転車の回遊ネットワークの形成

目標2:まちのにぎわいづくり

### 目標を定量化する指標

- ①コミュニティサイクル利用回数[回転率](回/台・日)
- ②コミュニティサイクルポート数 (箇所)
- ③三宮プラッツの認知度 (%)
- ④三宮中央通りの歩行者通行量 (人/12h)

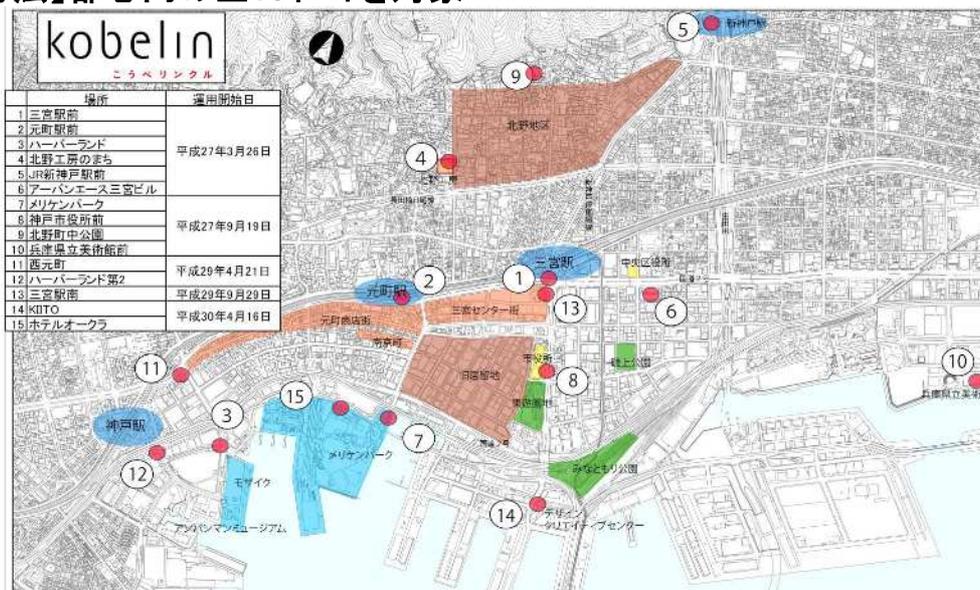
19

### 3. 事後評価にかかる審議

#### 3-1. 数値目標の達成状況

指標 1 : コミュニティサイクル利用回数(回転率)(回/台・日)

【算定方法】都心内の全15ホートを対象

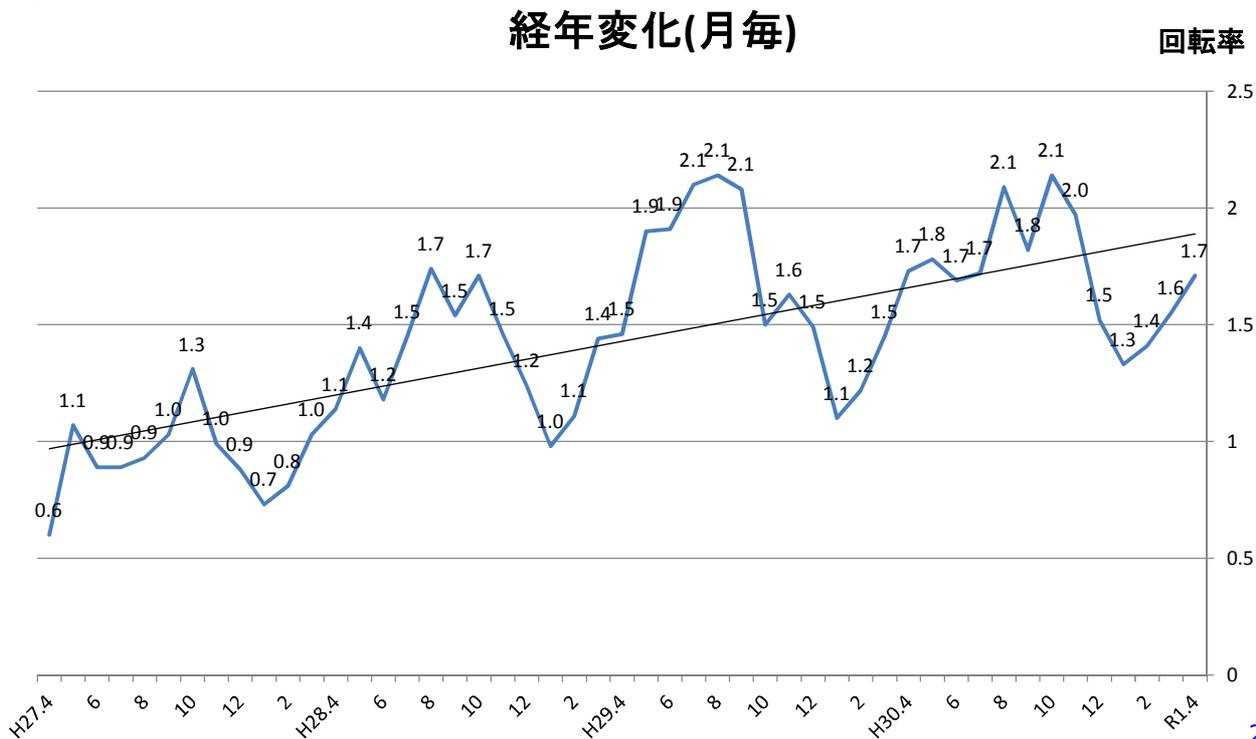


$$\text{コミュニティサイクル回転率(1年間の日平均値)} = \frac{\text{利用回数}}{\text{総自転車台数} \times \text{運営日数}}$$

※利用回数 = 貸出・返却台数 / 2

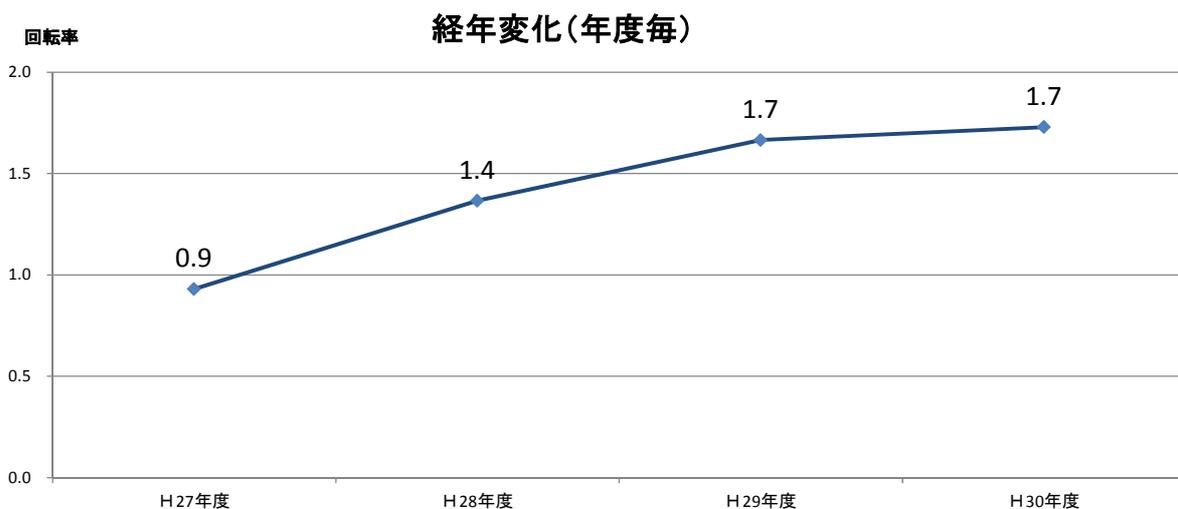
## 3-1. 数値目標の達成状況

指標 1 : コミュニティ利用回数(回転率)(回/台・日)



## 3-1. 数値目標の達成状況

指標 1 : コミュニティ利用回数(回転率)(回/台・日)



### 【達成状況】

0回/台・日(H25年度) → 1.7回/台・日(中間値 H30年度)  
 ⇒ 1回/台・日(目標値)

## 3-1. 数値目標の達成状況

### 指標1：コミュニティサイクル利用回数(回転率)(回/台・日)

#### 【効果発現要因】

平成27年3月より運営してきたコミュニティサイクル事業の開始から4年が経ち、徐々にコミュニティサイクルの認知度が上がったことや、三宮プラットフォーム(音楽イベント等実施)、葺合南54号線(歩道拡幅・ベンチ設置)、KOBEパークレット、JR元町駅東口のまちなか拠点(ベンチ設置)等により都心に新たなにぎわい拠点が創出された結果、便利な移動手段として市民に受け入れられたため。

#### 【フォローアップ】

予定時期：令和2年4月頃

確定値：令和元年度の平均値

24

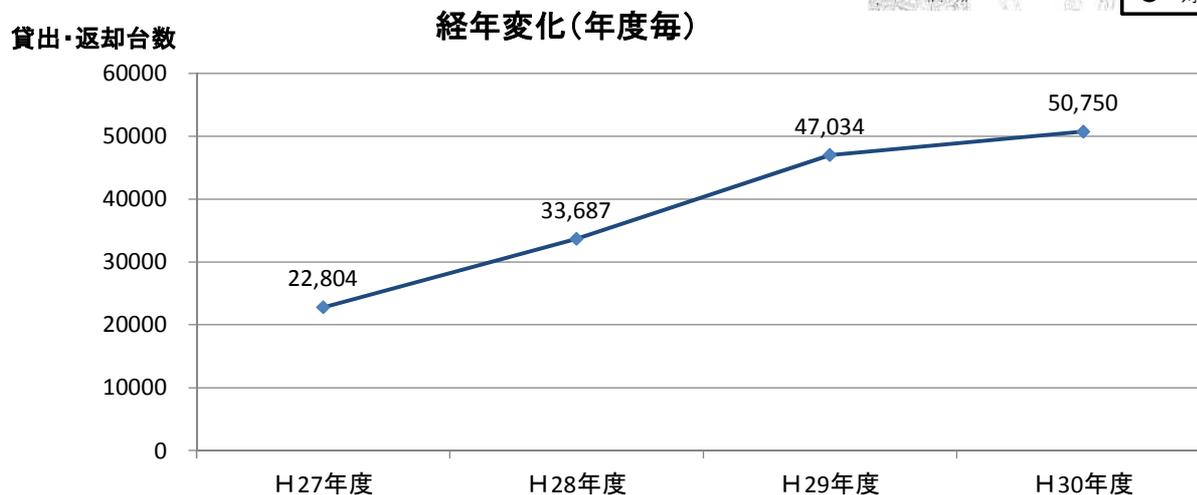
## 3-1. 数値目標の達成状況

### その他の指標：コミュニティサイクルポート貸出・返却台数(台/年)

#### 【対象ポート】

計画区域内の道路占用許可特例制度を活用した4ポート  
(三宮駅前・三宮駅南・元町駅前・西元町)

#### 【効果発現状況】



25

## 3-1. 数値目標の達成状況

### 指標2：コミュニティサイクルポート数(箇所)

#### 【達成状況】

0箇所(H25年度) → **15箇所(中間値 H30年度)**  
(うち計画区域内5箇所(道路4、民地1))  
⇒ 15箇所(目標値)

#### 【効果発現要因】

快適な自転車の回遊ネットワークの形成に寄与すべく、認知度の高まりに応じて人が集まりやすい箇所への自転車のアクセスを考慮しポートを整備していった結果、目標数に達した。

#### 【フォローアップ】

予定時期: 令和2年4月頃

確定値: 令和元年度の最終日における値

26

## 3-1. 数値目標の達成状況

### 指標3：三宮プラッツの認知度 (%)

#### 【アンケート調査方法】

##### 1. 調査日時

休日の13:00~19:00

##### 2. 調査箇所

地下通路: 三宮中央通り地下通路 周辺

地上部: 三宮中央通り 周辺

##### 3. 対象者

地下通路・地上部: 来訪者(ベンチに座っている人や通行人)

##### 4. サンプル数

地下通路・地上部の合計で100以上

#### 【H25アンケート調査結果・目標設定】

・地下通行人の認知度25.2%に比べて、地上通行人の認知度が7.6%と低い。

・地上通行人の認知度を7.6%から地下同等の25.2%とする。

		三宮中央通り		三宮プラッツイベント 増加目標値	計
		地下通路	地上		
H25従前値	三宮プラッツを知っている割合(%)	25.2	7.6	-	16
目標値	通行量(人/12h)	2000	12000	500	①14500
	三宮プラッツを知っている通行量(人/12h)	504	3024	500	②4028
	三宮プラッツを知っている割合(%)	25.2	25.2	-	27 (②/①×100)

27

## 3-1. 数値目標の達成状況

### 指標3：三宮プラッツの認知度（%）

#### 【達成状況】

16%（H25年度） → 25%（中間値 R1.7.13（土））  
⇒ 27%（目標値）

#### 【効果発現要因】

平成28～29年度に実施した三宮プラッツの利活用社会実験（音楽イベント等）により新たなにぎわいが創出された事により、三宮プラッツの認知度が向上したと考える。

また、三宮プラッツのリニューアル工事などにより、今後更なる認知度の向上が見込まれる。

#### 【フォローアップ】

予定時期：令和2年8月頃

確定値：三宮プラッツリニューアル工事完了後の値

28

## 3-1. 数値目標の達成状況

### 指標4：三宮中央通りの歩行者通行量（人/12h）

#### 【歩行者交通量 調査方法】

##### 1. 調査日時

休日の7:00～19:00

##### 2. 対象者

三宮中央通りの三宮プラッツ付近（地上・地下）を通行する歩行者

##### 3. 調査箇所

（地上）三宮中央通り、（地下）三宮中央通り地下通路

##### 4. 観測方法

（地上）4方向（北側・南側歩道の東西）、（地下）2方向（東西）

調査票への記入は1時間毎

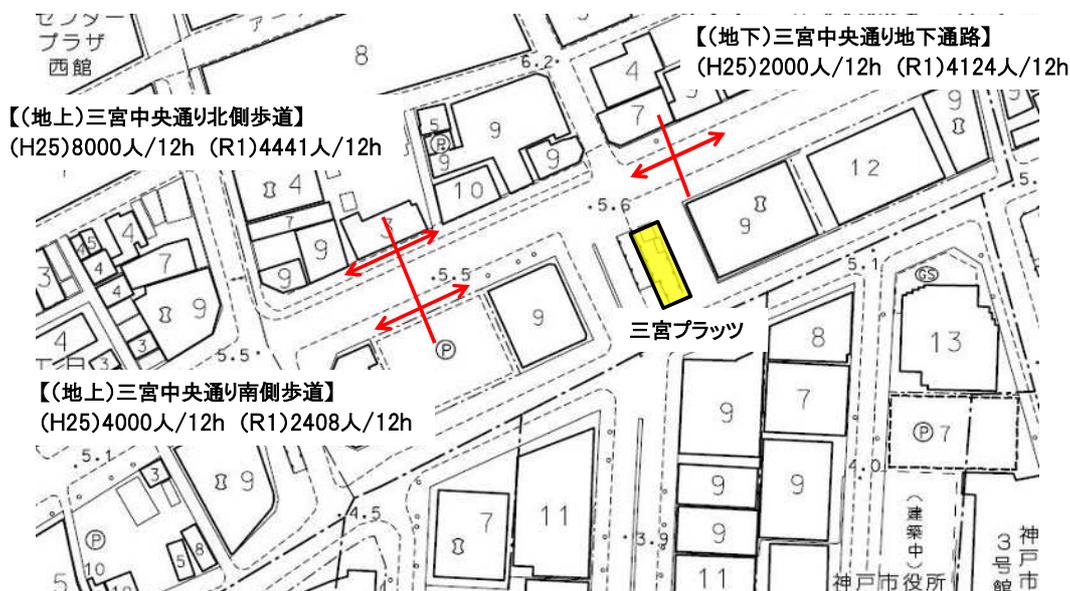
29

## 3-1. 数値目標の達成状況

### 指標4：三宮中央通りの歩行者通行量（人/12h）

#### 【達成状況】

14,000人/12h(H25年度) → 10973人/12h(中間値R1.7.13(土))  
⇒ 14,500人/12h(目標値)



30

## 3-1. 数値目標の達成状況

### 指標4：三宮中央通りの歩行者通行量（人/12h）

#### 【効果発現要因】

平成28～29年度に実施した三宮プラッツの利活用社会実験等（音楽イベント等）により新たなにぎわいが創出され、一時的には三宮中央通りの歩行者通行量増に寄与したが、日常的な通行量増には至らなかった。

評価値(R1.7)が従前値よりも減少しているが、地区内商業施設の動向や路線価の上昇を考慮すると、計測時の天候による影響によるものと推測される。

現在(R1.7)、三宮プラッツでは、リニューアル工事及び工事完了に合わせた民間事業者による日常的な音楽イベント・カフェなどのまちのにぎわい創出に繋がる活用に向けた取組みを行っており、今後、歩行者通行量の増加が見込まれる。

#### 【フォローアップ】

予定時期：令和2年8月頃

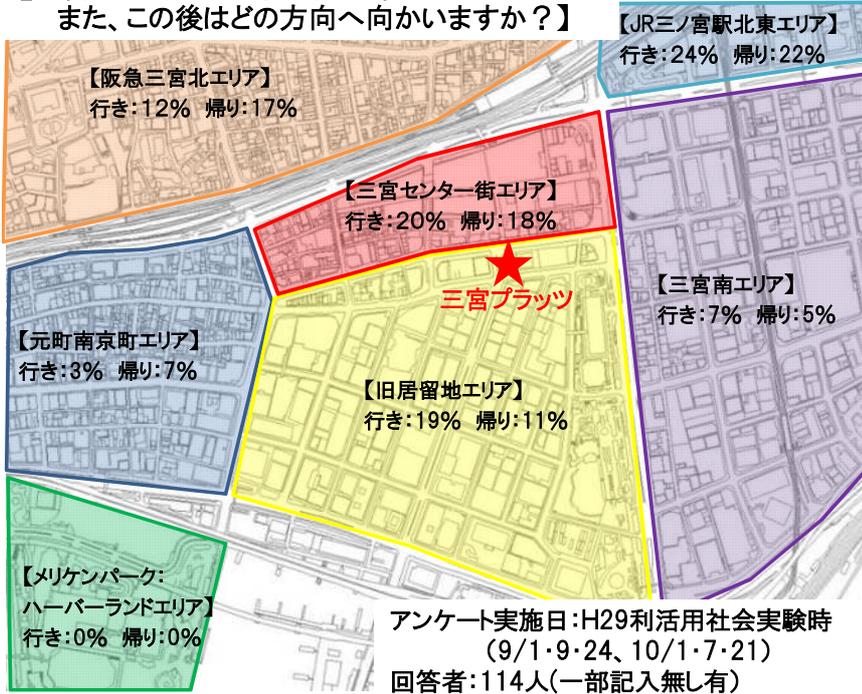
確定値：三宮プラッツリニューアル工事完了後の値

31

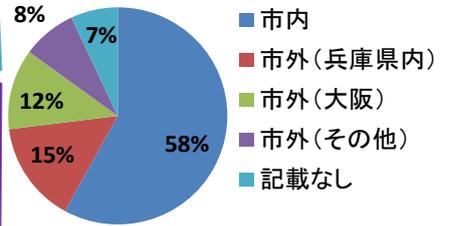
# 3-1. 数値目標の達成状況

## その他の期待される効果

OH29社会実験時アンケート調査  
 【三宮プラッツへの方面から来られましたか？  
 また、この後はどの方向へ向かいますか？】



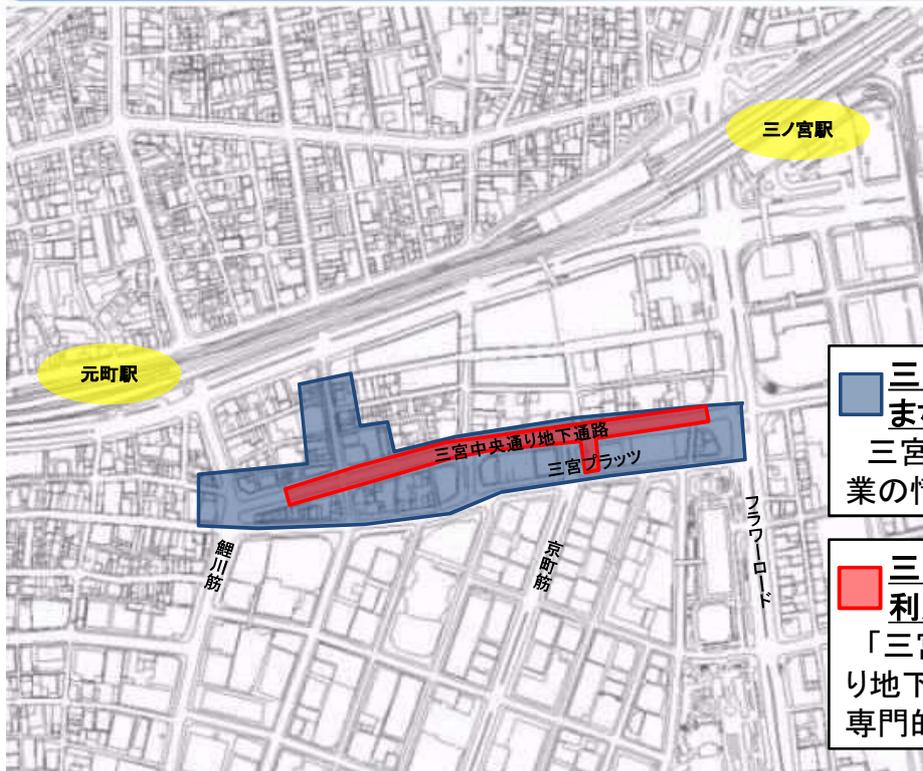
【来場者の居住地】



三宮プラッツが都心のにぎわい拠点となることにより、市外からの集客も見込まれるため、三宮プラッツのイベント前や、終了後に三宮センター街等の周辺商業エリアへ新たな人の流れが発生し、一定の経済効果が見込まれる。

# 3-2. 実施過程の評価

## 住民参加プロセスの実施状況



**三宮中央通り**  
 まちづくり協議会定例会  
 三宮中央通り地区の施策・事業の情報共有・連携・協力

**三宮地下公共空間**  
 利活用実行委員会準備会  
 「三宮プラッツ」「三宮中央通り地下通路」の利活用について専門的な意見を聴取

## 3-2. 実施過程の評価

### 三宮中央通りまちづくり協議会定例会

阪神淡路大震災により甚大な被害を受けた三宮中央通りの再整備計画の検討に沿道の商店会が主体的に取り組み、地下鉄海岸線の建設と合わせた三宮中央通りの再整備完了後、協議会が発足した。これまでに神戸市と道路管理・活用協定を締結し、オープンカフェの継続実施やパークレットの日常管理など、官民連携による公共空間の利活用に取り組んでいる。

月に1度開催される定例会には神戸市・専門家も出席し、まちづくりの動きを共有し、議論する場となっている。

### 協議会の活動の変遷

平成13年：協議会発足（この年、三宮中央通り完成）

平成16年：オープンカフェの社会実験実施（約1ヶ月）

平成17年：道路管理活用協定の締結

第2回オープンカフェの社会実験実施（約1ヶ月）

平成18年：オープンカフェ本格実施（以後毎年春・秋2回）

平成28年：KOBEパークレットの社会実験

平成29年～：KOBEパークレットの常設化

34

## 3-2. 実施過程の評価

### 三宮地下公共空間利活用実行委員会準備会の設立・開催

#### 【組織概要】

委員	所属
槻橋 修	神戸大学大学院工学研究科准教授
西村 順二	甲南大学経営学部教授
永田 耕一	三宮中央通りまちづくり協議会会長
大濱 佑介	株式会社 大丸松坂屋百貨店大丸神戸店営業推進部
中野 純子	アシックスジャパン株式会社アスレチック事業部 関西第2販売部
松原 裕	株式会社 パインフィールズ代表
アドバイザー	所属
嘉名 光市	大阪市立大学大学院工学研究科
山下 裕子	全国まちなか広場研究会 理事

#### 【開催状況】

平成28年設立～令和元年7月時点で、計5回開催

#### 【今後の課題】

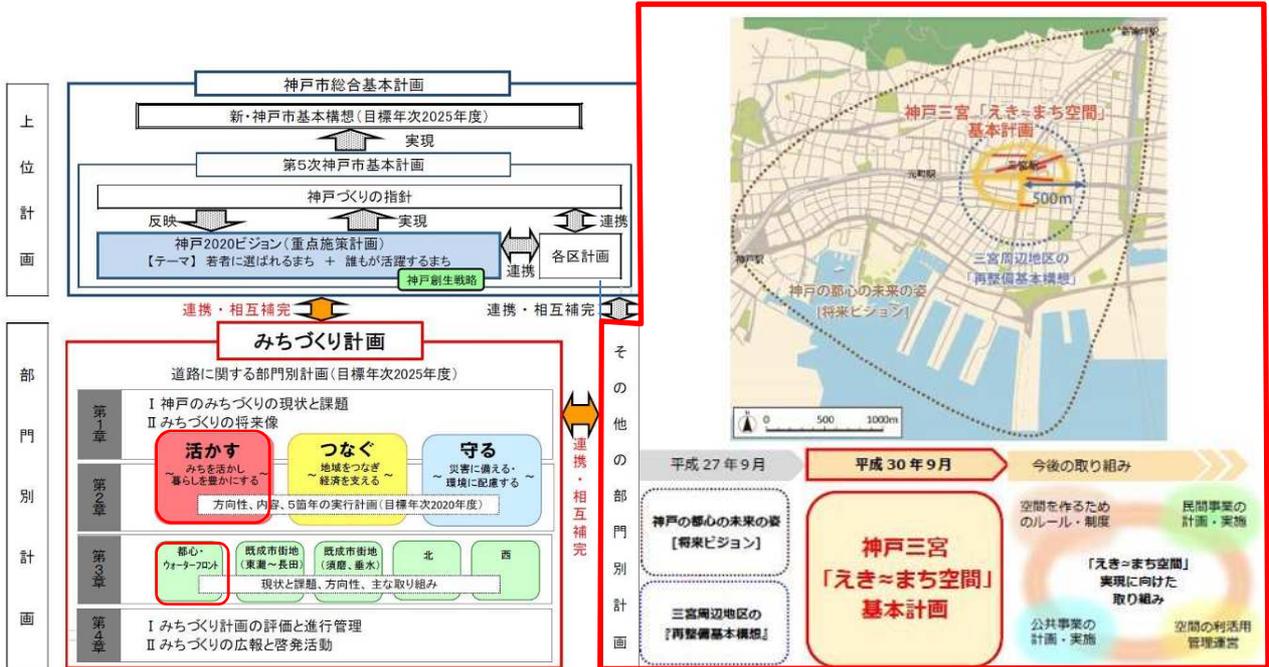
- ・短期集中的にイベントをするのも良いが、認知度を上げるには、継続的に少しずつでも何かする方が良い
- ・リニューアル後、使われないと意味がないので、活用希望事業者が使いやすいように、人件費の課題への対策として、占用料、利用料金、広告収入等の仕組みを考えておくべき。

35



# 3-4. 今後の方針

## 第2期計画の位置づけ



# 3-4. 今後の方針

## 第2期計画（令和1~5年度）のエリア・事業

### ◆神戸都心・ウォーターフロント地区 都市再生整備計画（第2期）

神戸の佇まいとデザインが感じられ、誰もが使いやすい交通手段が整った、歩く人中心のまちの実現



## 建設事業外部評価委員会 令和元年度スケジュール【予定】

月	委員会スケジュール
6 月	委員委嘱依頼 (委嘱期間 7月1日～翌年3月31日)
7 月	7月1日 委員委嘱 <input type="checkbox"/> 7月25日：事前説明会 (審議事業の概要説明)
8 月	■8月23日：第1回委員会 (会長の互選、会長代理の指名、諮問 (審議依頼書の提出)、審議)
9 月	
10 月	
11 月	■11月12日：第2回委員会 (意見とりまとめ)
12 月	会長より意見書の提出 (答申)
1 月	
2 月	

## 【参考資料】

### 神戸市事務事業外部評価委員会及び建設事業外部評価委員会に関する規則

平成 16 年 4 月 16 日

規則第 6 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、神戸市行政評価条例(平成 16 年 3 月条例第 59 号)第 5 条第 9 項の規定に基づき、事務事業外部評価委員会及び建設事業外部評価委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長)

第 2 条 委員会に会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、委員会に関する事務を処理し、委員会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 3 条 委員会の会議は、会長が招集し、会長が、その議長となる。

2 委員会は、委員の総数の過半数の者が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取に関する協力の要請)

第 4 条 委員会は、必要があると認められるときは、関係者の出席及び意見の聴取に関し協力を要請することができる。

(庶務)

第 5 条 事務事業外部評価委員会の庶務は行財政局において、建設事業外部評価委員会の庶務は建設局において処理する。

(施行細目の委任)

第 6 条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成 16 年 4 月 19 日から施行する。

## 建設事業外部評価委員会細則

### (目的)

第1条 本細則は、神戸市事務事業外部評価委員会及び建設事業外部評価委員会に関する規則第6条に基づき、建設事業外部評価委員会（以下「委員会」という）の運営に関し必要な事項を定めるものである。

### (会議の公開等)

第2条 委員会の会議は傍聴により原則公開とする。ただし、委員会の決定によりその全部または一部を非公開とすることができる。

2 傍聴について必要な事項は、建設事業外部評価委員会傍聴要領により定めるものとする。

3 委員会の会議内容は、審議終了後、議事要録等により会長の承認を得て発言者の氏名を伏して公表するものとする。

4 市長に意見具申を行った場合は、その内容を公表するものとする。

### (委員会の庶務)

第3条 委員会の庶務は、建設局道路部技術管理室が総括し、対象事業関係部局が参画し処理するものとする。

### (雑則)

第4条 この細則に定めのない事項は会長が委員会に諮って定めるものとする。

### 附則

この細則は、平成16年6月3日から適用する。

## 大規模の建設事業の行政評価実施要領

### (目的)

第 1 条 この要領は、神戸市行政評価条例施行規則第 2 条に規定する大規模の建設事業の行政評価（以下「評価」という。）の実施に関して必要な事項を定める。

### (評価を実施する時期)

第 2 条 評価を実施する時期は、下記のとおりとする。

- (1) 行政評価条例施行規則第 2 条 (1) に該当する事業の評価を実施する時期は、国の定める各省庁所管の実施要領及び各事業の実施要領細目等に準拠するものとする。
- (2) 行政評価条例施行規則第 2 条 (2) に該当する事業の「未着手」の定義、評価を実施する時期は、その事業に係る所管省庁の実施要領及び各事業の実施要領細目等に準拠するものとする。
- (3) 河川法に基づき学識経験者等から構成される委員会等が設置され、河川整備計画の策定・変更中である河川事業については、本要領第 4 条の規定を適用し、運用細目を定めるものとする。
- (4) 社会資本整備総合交付金事業については、社会資本整備総合交付金交付要綱及び国土交通省事務次官通知（国官会第 2318 号平成 22 年 3 月 26 日）に準拠するものとする。

### (評価の方法)

第 3 条 評価の方法とは評価の手法、視点、対応方針の考え方等を指し、下記のとおりとする。

- (1) 行政評価条例施行規則第 2 条 (1) に該当する事業にかかる評価の方法は、国の定める各省庁所管の実施要領及び各事業の実施要領細目等に準拠するものとする。
- (2) 行政評価条例施行規則第 2 条 (2) 及び (3) に該当する事業にかかる評価の方法は、その事業に係る所管省庁の実施要領及び各事業の実施要領細目等に準拠するものとする。

### (運用細目)

第 4 条 各事業の行政評価に関する運用細目が必要な場合は、各事業の所管局が事務局と調整して定めるものとする。

### (事務局)

第 5 条 本要領の事務局は建設局道路部技術管理課におく。

### 附則

#### (施行期日)

この要領は、平成 20 年 5 月 26 日から施行する。

附則

(施行期日)

この要領は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。

## 大規模の建設事業の行政評価実施要領とその解説

### (目的)

第 1 条 この要領は、神戸市行政評価条例施行規則第 2 条に規定する大規模の建設事業の行政評価（以下「評価」という。）の実施に関して必要な事項を定める。

#### 【行政評価条例施行規則】第 2 条(大規模の建設事業)

第 2 条 条例第 4 条第 2 項に規定する規則で定める大規模の建設事業は、次に掲げるものとする。

- (1) 国庫補助を受けて実施する建設事業のうち、実施を決定した後実施機関が定める期間未着手であるもの及び実施機関が定める期間継続中であるもの
- (2) 神戸市民の意見提出手続に関する条例(平成 16 年 3 月条例第 57 号)第 2 条第 4 号ウに規定する大規模の建設事業のうち、実施を決定した後 5 年間未着手であるもの及び 10 年間継続中であるもの
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、社会経済情勢の変化等により実施機関が必要があると認める建設事業

1. 評価の対象となる事業は、条例、規則において定められているとおりであり、対象となる事業の行政評価の実施は、平成 16 年 6 月 1 日建設局長決定の「大規模の建設事業の行政評価実施フロー」により運用されていたが、評価の時期や方法等についてより明確化を図る。
2. 行政評価条例施行規則第 2 条（3）は、社会資本整備総合交付金事業を含む。

### (評価を実施する時期)

第 2 条 評価を実施する時期は、下記のとおりとする。

- (1) 行政評価条例施行規則第 2 条（1）に該当する事業の評価を実施する時期は、国の定める各省庁所管の実施要領及び各事業の実施要領細目等に準拠するものとする。
- (2) 行政評価条例施行規則第 2 条（2）に該当する事業の「未着手」の定義、評価を実施する時期は、その事業に係る所管省庁の実施要領及び各事業の実施要領細目等に準拠するものとする。
- (3) 河川法に基づき学識経験者等から構成される委員会等が設置され、河川整備計画の策定・変更中である河川事業については、本要領第 4 条の規定を適用し、運用細目を定めるものとする。
- (4) 社会資本整備総合交付金事業については、社会資本整備総合交付金交付要綱及び国土交通省事務次官通知（国官会第 2318 号平成 22 年 3 月 26 日）に準拠するものとする。

1. 本条（1）は国庫補助事業の再評価及び再評価以降の評価の実施時期を定めている。
2. 本条（2）は国庫補助事業以外の事業の再評価の実施時期を定めている。
3. 国においては、河川法に基づいた委員会等が設置された河川事業は特別な措置がなされていることなどから、細目を定めて運用を図ることとした。

4. 国庫補助事業以外の事業の再評価以降の評価の実施については、条例上、特に規定はないが、行政評価条例第3条第3項の趣旨を尊重し、実施機関としての所管局が、その必要性を検討し決定しなければならない。
5. 本条（4）は、事後評価及び中間評価の運用について定めている。

#### （評価の方法）

第3条 評価の方法とは評価の手法、視点、対応方針の考え方を指し、下記のとおりとする。

- (1) 行政評価条例施行規則第2条（1）に該当する事業にかかる評価の方法は、国の定める各省庁所管の実施要領及び各事業の実施要領細目等に準拠するものとする。
- (2) 行政評価条例施行規則第2条（2）及び（3）に該当する事業にかかる評価の方法は、その事業に関係する所管省庁の実施要領及び各事業の実施要領細目等に準拠するものとする。

1. (1) について、国庫補助事業は、国の方法に準拠することを示している。
2. (2) について、国庫補助以外の事業についても、国の各事業の方法に準拠することを示し、国のいずれの事業にも該当しない場合は、評価の主旨を適切に反映した同様の事業を選択して、その評価方法に準拠することを示している。特に、社会資本整備総合交付金事業の中間評価及び事後評価の方法等は、国土交通省事務次官通知（国官会第2318号平成22年3月26日）に準拠するものとする。

#### （運用細目）

第4条 各事業の行政評価に関する運用細目が必要な場合は、各事業の所管局が事務局と調整して定めるものとする。

1. 「河川法に基づいた委員会等が設置された河川事業」は、第2条(3)のとおり本条を適用し運用を図ることとした。
2. 県・市共管事業等、実施機関による行政評価主体の調整が必要なものがあることから、同様に運用細目を定めることができることとする。
3. 事業継続中に補助事業手法の変更による評価方針の変更があることにも対応する。

#### （事務局）

第5条 本要領の事務局は建設局道路部技術管理課におく。

1. 本要領に定めのないこと、疑義がある場合などは所管局が、大規模の建設事業の評価に関する附属機関である「建設事業外部評価委員会」の総括事務局である技術管理課と相談して解決を図っていく。

#### 附則

##### （施行期日）

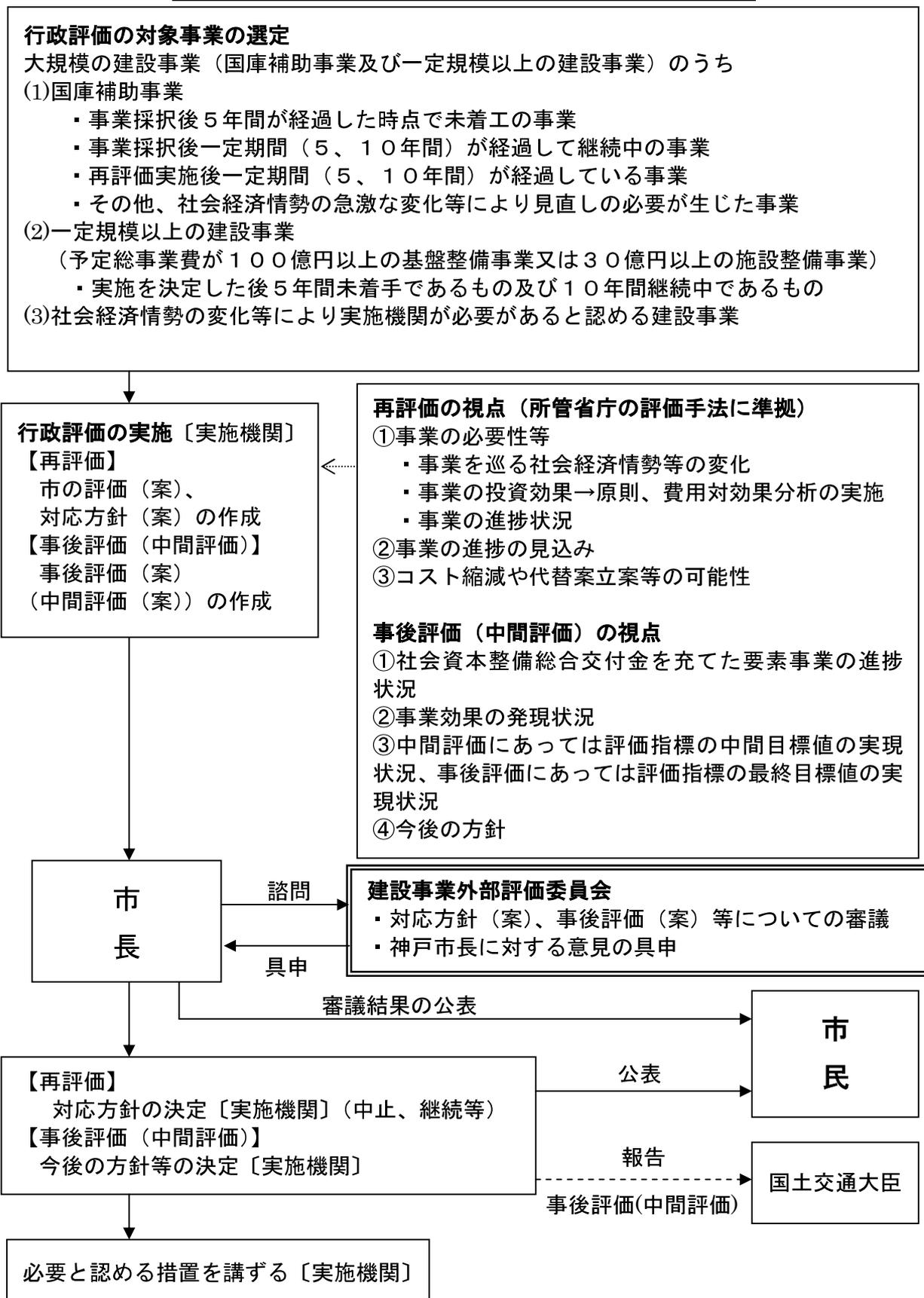
この要領は、平成20年5月26日から施行する。

附則

(施行期日)

この要領は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。

## 大規模の建設事業の行政評価実施フロー



（神戸市行政評価条例第 6 条第 2 項に基づき、市民は、行政評価の制度、結果その他の事項について、実施機関に意見を述べるができる。）

## 建設事業外部評価委員会傍聴要領

平成16年6月3日  
建設事業外部評価委員会決定

(趣旨)

第1条 この要領は、建設事業外部評価委員会（以下「委員会」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴席の区分)

第2条 傍聴席は、一般席及び記者席に分ける。

(傍聴の手続)

第3条 報道関係者以外で委員会を傍聴しようとする者は、傍聴章の交付を受け、着用しなければならない。

2 傍聴章の交付を受けた者は、一般席で傍聴することができる。

3 報道関係者は記者腕章を着用し記者席で傍聴することができる。

(傍聴章の交付)

第4条 傍聴章は、委員会開会の当日、所定の時間及び場所で先着順に、傍聴整理簿に住所、氏名を記入することにより交付する。

(通用期日)

第5条 傍聴章は、交付当日に限り通用する。

(傍聴章の交付を受けて委員会を傍聴する者の定員)

第6条 傍聴章の交付を受けて委員会を傍聴できる者の定員は20人以内とする。

(傍聴章の返還)

第7条 傍聴章の交付を受けた者は、傍聴を終え、退場しようとするとき返還しなければならない。

(傍聴席に入ることができない者)

第8条 議事に影響を与えると判断される者、又は人に迷惑を及ぼすと認められる物を持っている者は、傍聴席に入ることができない。

(傍聴人の守るべき事項)

第9条 傍聴人は、委員会の傍聴に当たって、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1)委員会における言論に対して、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。

(2)委員会の秩序を乱す行為、又は妨害となるような行為をしないこと。

(撮影等の禁止)

第10条 傍聴人は、委員会において撮影、又は録音等をしてはならない。ただし、特に議長の許可を得た者は、この限りではない。

(傍聴人の退場)

第11条 委員会が会議を非公開と決定した場合は、傍聴人は、速やかに退場しなければならない。

(係員の指示)

第12条 傍聴人は、係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第13条 傍聴人がこの要領に違反したと議長が判断したときは、議長は当該傍聴人を制止し、その命令に従わないときは、当該傍聴人を退場させることができる。

附則

この要領は、平成16年6月3日から適用する。